



協議事項

協議事項 1

件名：2021～2022 年度 336 複合地区組織図および各役員の委嘱について	森田 安芸彦
--	--------

各役員の委嘱状を 7 月 1 日付で議長名にて作成し各クラブへ発送した。

2021～2022 年度 336 複合地区組織図…………… P5

協議事項 2

件名：336 複合地区各種規約について	森田 安芸彦
---------------------	--------

旅費規程 ※改正前後…………… P6～7

慶弔規定…………… P8

緊急援助資金規定…………… P9

委員会運営内規…………… P10

事務局運営委員会規定…………… P11

事務局規定…………… P12

事務局就業規則…………… P13～16

事務局給与規則…………… P17～18

協議事項 3

件名：2021～2022 年度 336 複合地区費・複合地区大会費振込み銀行について	平山 智雄
--	-------

中国銀行 大供（だいく）支店 名義人を平山智雄（B 地区ガバナー）に変更。

ガバナー協議会事務局取引銀行…………… P19

協議事項 4

件名：336 複合地区第 68 回年次大会について	山田 春男
---------------------------	-------

開催日 2022 年 5 月 22 日(日) 336 複合地区第 68 回年次大会 (分科会/総会/式典)

2022 年 5 月 21 日(土) 記念ゴルフ大会/前夜祭

開催地 336 複合地区第 68 回年次大会会場：広島国際会議場

前夜祭会場：ANA クラウンプラザホテル広島

ホストクラブ 336-C 地区 5R1Z・5R2Z・5R3Z の 23 クラブ

[5R1Z]

広島 LC/広島デルタ LC/広島中央 LC/広島太田川 LC/広島ロイヤル LC

広島ニューシティ LC/広島清流 LC /広島ワイズ LC

[5R2Z]

広島鯉城 LC/安芸 LC/東広島 LC/広島ニューLC/東広島ウエスト LC

広島あさひ LC/広島フェニックス LC/広島イースト LC/広島もみじ LC

[5R3Z]

庄原 LC/安芸高田 LC/三次 LC/ 西城・広島 LC/三良坂 LC/三次シニア LC

協議事項 5

件名：日本レベルの会議時における旅費負担について	平山 智雄
--------------------------	-------

・複合地区組織図に含まれる役員に限り申請可能

・準地区役員については準地区にて負担いただく

- ・複合地区役員の会議出席申請について、出張旅費申請書を作成
- ・LCIF からの会合出席要請に伴う旅費負担について
- ・議長の日本レベル等会議時の旅費負担について⇒複合地区旅費規程 7. を参照
 旅費規程 ※改正後…………… P7
 出張旅費申請書…………… P20
 ※MD336HP 資料保管庫よりダウンロード <http://www.lions-md336.org/>
 ※資料保管庫パスワード 336336

協議事項 6

件名：第 8 回スペシャルオリンピックス日本夏季広島大会 進捗状況報告	森田 安芸彦
-------------------------------------	--------

主 催：公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（※以後、略称：SON）

日 程：2022 年 11 月 4 日（金）～ 6 日（日）3 日間

開催地：広島県内各所（広島市、呉市、三原市、北広島町 等）

実施競技 / 会場：12 競技 8 会場（予定）

第 5 回(2021.05.17)および第 6 回（2021.06.10）一般社団法人 日本ライオンズ理事会において SON 支援の承認を受ける。
 現在、一般社団法人 日本ライオンズ発信文書での依頼状を MD336 へいただくよう要請中。

一般社団法人 日本ライオンズ第 6 回理事会抜粋資料…………… P21

MD336 臨時ガバナー協議会議事録…………… 報告事項 P62～63

協議事項 7

件名：複合事務局について	森田 安芸彦
--------------	--------

残業軽減策

- ・電話対応業務について
 就業時間 9:00～17:00 内 10:00～16:00 とし、現状の残業を軽減させたい
 （留守番電話にて対応）※緊急時は対応可能

議事録作成

- ・議事録作成人の指名、署名人、承認について
 ガバナー協議会・連絡協議会⇒作成は事務局員にて行い、署名人・承認を議長とする
 各種委員会 ⇒作成は委員会にて行い、署名人・承認を委員長とする
 ※事務局員が作成の場合は承認を委員長とする

ガバナー協議会懇親会

- ・事務局員の懇親会への出席を認める

協議事項 8

件名：2020～2021 年度 336 複合地区会計報告並びに監査報告	池原 堅 太田 健一
-------------------------------------	---------------

前年度会計池原前地区ガバナーによる会計報告と監査委員を代表して太田元議長による監査報告。

2020～2021 年度財務報告書…………… P22～30

協議事項 9

件名：2021～2022 年度 336 複合地区運営費予算（案）について	平山 智雄
--------------------------------------	-------

2021～2022 年度複合地区運営費会計予算（案）…………… P31

協議事項 10

件名：ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議日程と出席対象者について

森田 安芸彦

※状況により急遽変更の可能性あり。

※複合地区役員連絡会議出席対象者については、第1回～5回ともに組織図に記載のある複合地区全役員とする。

開催回	開催年月日	担当地区 / 開催市 / 会場	宿泊
第1回	2021年8月26日(木)	A / 岡山市 / リーセントカルチャーホテル	リーセントカルチャーホテル
第2回	2021年10月28日(木)	B / 岡山市 / リーセントカルチャーホテル	リーセントカルチャーホテル
第3回	2022年1月27日(木)	C / 岡山市 / リーセントカルチャーホテル	リーセントカルチャーホテル
第4回	2022年3月24.25日(木.金)	D / 岡山市 / ホテルグランド岡山	ヴィアイン岡山
第5回	2022年6月16日(木)	C / 広島市 / オリエンタルホテル広島	未定

当日スケジュール

第1回～第3回	①ガバナー協議会 13:00～14:00 ②役員連絡会議 14:30～16:30 ③懇親会 16:45～18:00
第4回	【1日目】①ガバナー協議会 ②次期組織検討会 ③夕食会 【2日目】①次期五役研修会 ②役員連絡会議 ③懇親会
第5回	①ガバナー協議会 13:00～14:00 ②役員連絡会議 14:30～16:30 ③懇親会 16:45～18:00

役 職	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
顧問	○	○	○	○	○
複合地区各委員会委員長／コーディネーター	○	○	○	○	○
(一社)日本ライオンズ各委員会委員	○	○	○	○	○
第一副地区ガバナー	○	○	○	○	○
第二副地区ガバナー	○	○	○	○	○
IT・MC・情報特別委員会委員長／副委員長／委員	○	○	○	○	○
年次大会委員長	○	○	○	○	○
その他複合地区役員	○	○	○	○	○

協議事項 11

件名：次年度協議会議長選任について

福永 栄一

議長選出に関する覚書…………… P32

協議事項 12

件名：上級ライオンズリーダーシップ研究会（ALLI）について

池原 堅

2021年10月21日(木)～23日(土)

会場：ウインクあいち 宿泊：名鉄グランドホテル

※参加者取り纏めと参加費振込み締め切り：10月8日(金)

2021-2022年度 ALLI のご案内…………… P33

協議事項 13

件名：「思いやりは大切なこと」奉仕アワードに関する規則について

澤 辰水

※国際本部への推薦書提出締め切り：10月31日（日）

概要と推薦書 P34～39

協議事項 14

件名：アラート委員会・IT・MC・ライオンズ情報委員会組織図について

高岡 英治

2021～2022 年度 336 複合地区アラート委員会[アラートチーム]組織図 P40

2021～2022 年度 336 複合地区 IT・MC・ライオンズ情報委員会組織図 P41

協議事項 15

件名：336 複合地区緊急支援マニュアルの作成について

高岡 英治

早急に第1回アラート委員会を開催し、「336 複合地区アラート委員会 緊急アラート災害支援運営規則」を作成し、災害時に対応出来るように推進したい。

【日L】第1回アラート全体会議（2020/11/27 開催）次第 ※一部抜粋 P42～48

社協/日本ライオンズ 災害ボランティアセンター支援に関する協定書 P49～52

【日L】第1回アラート全体会議（2020/11/27 開催）議事録 P53～55

日本ライオンズアラート委員会 緊急アラート災害支援運営規則 P56～60

協議事項 16

件名：2021～2022 年度 YCE 委員長賞推薦について

高橋 淳

※前回は YCE 事業中止の為、推薦見送り。

※今年度の推薦に限り元 YCE 委員長も対象。8/10 時点で D 地区大和委員長（2020-2021 年度）を推薦することで大野ガバナーより連絡を受けた。岡村前議長の承認を得た後本部へ送付済。

大和委員長推薦書と関連資料 P61～65

協議事項 17

件名：複合地区役員を終える方へのお礼贈呈について

森田 安芸彦

お礼（商品券 10000 円）贈呈は、過去受け取った方を確認し、1 度に限ることとする。
役員連絡会議にて贈呈式を行う。

協議事項 18

件名：336 複合地区年次大会繰越金について

福永 栄一

複合地区大会費繰越金に関する資料(2021/6/30 現在) P66

前年度よりの申し送り事項 報告事項 P4



2021～2022年度 ライオンズクラブ国際協会 336複合地区 組織図

ガバナー協議会構成員(緊急援助資金委員会)			
議長(委員長)	福永 栄一	C	広島ニュー
副議長(委員)	三島 英揮	C	福山東
副議長(委員)	大野 美雄	D	松 江
幹 事(委員)	蔵本 守雄	A	高松源平
会 計(委員)	平山 智雄	B	津山鶴山

複合地区各委員会			
会則および付則・運営マニュアル編集委員会 担当ガバナー：蔵本			
委員長	安田 克樹	C	竹 原
副委員長	藤本 幸嗣	D	岩国桜
委 員	田中 貞男	A	東かがわ
委 員	金礪 毅	B	岡山京山
委 員	池原 堅	C	福山久松

IT・MC・ライオンズ情報委員会 担当ガバナー：平山			
委員長	高岡 英治	A	松山湯築
IT・MC・情報 特別委員会	委員長	大木 寿之	D 松江葵
	副委員長	濱本 義樹	C 尾道向島
	委 員	難波 進	B 岡山あげは
	委 員	五味 俊一	A 三木さぬき

アラート委員会[アラートチーム] 担当ガバナー：平山			
委員長	高岡 英治	A	松山湯築
副委員長	藤井 信英	B	岡山みらい
	小野 宗次	B	倉敷真備

YCE・国際関係委員会 担当ガバナー：蔵本			
委員長	高橋 淳	C	広島デルタ

青少年・ライオンズクエスト委員会 担当ガバナー：大野			
----------------------------	--	--	--

委員長	酒井 公一	A	高知りょうま
-----	-------	---	--------

大会参加・迎撃・プロトコール委員会 担当ガバナー：大野			
-----------------------------	--	--	--

委員長	福代 明正	D	出雲中央
-----	-------	---	------

環境保全・保健福祉委員会 担当ガバナー：三島			
------------------------	--	--	--

委員長	長崎 孝太郎	C	広島フェニックス
-----	--------	---	----------

複合地区監査			
委 員	関野 邦夫	A	東 予
委 員	太田 健一	B	総社雪舟
委 員	岡村 聖爾	D	下関北

第68回年次大会			
委員長	山田 春男	C	広島ニュー

ガバナー協議会事務局運営委員会			
委員長	森田 安芸彦	C	広島ニュー
委 員	長尾 和彦	A	高松源平
委 員	山田 隆嗣	B	津山衆楽
委 員	高東 信男	C	福山東
委 員	山崎 敏弘	D	松 江

ガバナー協議会顧問			
国際理事	渡部 雅文	B	倉敷西
元国際理事	谷野 徹	D	下関西
元国際理事	藤井 基博	C	福山東
元国際理事	名越 勉	B	倉 吉

(一社)日本ライオンズ理事会・各委員会			
---------------------	--	--	--

執行理事会			
-------	--	--	--

常務理事	福永 栄一	C	広島ニュー
------	-------	---	-------

理 事 会			
-------	--	--	--

理 事	岡村 聖爾	D	下関北
-----	-------	---	-----

国際理事候補者選挙管理委員会			
----------------	--	--	--

委 員	川辺 信郎	A	徳島城山
-----	-------	---	------

アラート委員会			
---------	--	--	--

336複合地区班長	藤井 信英	B	岡山みらい
-----------	-------	---	-------

ライオン誌日本語版委員会			
--------------	--	--	--

委 員	玉浦 巖	C	三原浮城
-----	------	---	------

日本ライオンズ監査			
-----------	--	--	--

委 員	矢野 敏明	D	松江葵
-----	-------	---	-----

LCIFキャンペーン100 [Lions Clubs International Foundation]			
---	--	--	--

副エリアリーダー	大谷 博	B	岡 山
----------	------	---	-----

LCIF [Lions Clubs International Foundation]			
--	--	--	--

コーディネーター	橋本 充好	A	高知柏
----------	-------	---	-----

GAT [Global Action Team]			
--------------------------	--	--	--

GLT [Global Leadership Team] 担当ガバナー：三島	コーディネーター	池原 堅	C 福山久松
	GLTメンバー (第二副地区ガバナー)	山崎 勝彦	A 高 知
		藤井 信英	B 岡山みらい
		三口 巖	C 宮島口
GMT [Global Membership Team] 担当ガバナー：平山	GMTメンバー (第一副地区ガバナー)	山崎 もとみ	D 大 田
		真鍋 隆	A こんぴら
		市村 通夫	A 鴨 島
		西尾 慎一	B 鳥 取
GST [Global Service Team] 担当ガバナー：三島	GSTメンバー	弓場 秀俊	C 三 原
		中島 繁	D 宇部かたばみ
		澤 辰水	D 下 関
		有本 みどり	B 岡山ハーモニー
スペシャルティクラブ・FWT [Family & Woman Team] 担当ガバナー：平山	副コーディネーター	鵜飼 恵美	C 広島紅葉

336複合地区ガバナー協議会事務局			
〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所6F TEL : 086-234-0695 FAX : 086-234-0495 E-mail : admin@lions-md336.org 事務局員：高杉/太田			

※改正前

336 複合地区旅費規程

	交 通 費	食 事 代			宿 泊 料	通信・ 雑費
		朝	昼	夜		
役 員	・ 航空機 （空路線のあるところ） ・ 列車 普通車 （急行・特急を含む。） ・ 船（特等） ・ バス	1,000	1,000	2,000	朝食付実費 （上限10,000円）	0
		合 計 ¥4,000				
職 員	・ 列車 普通車 （急行・特急を含む）	1,000	1,000	2,000	朝食付実費 （上限10,000円）	0
		合 計 ¥4,000				

(注)

1. 交通費は、原則として公共交通機関（バス、船を含む）を利用した場合の最低金額を支給する。
2. サービス料は宿泊料に含むものとする。
3. 宿泊料の支給は用務の都合で必要とする場合のみとし、原則として1泊分が望ましい。
4. 職員に対して、役員と同行の場合は必要に応じて役員と同等級の乗車船、航空機及び宿泊を認める。ただし、航空機使用の場合は、あらかじめ運営委員長の承認を要する。
5. 職員のうち役付職員については、交通費は役員と同等に取り扱うものとする。
6. 旅費支給の対象となる行事
 - (1) 336 複合地区ガバナー協議会
 - (2) 336 複合地区レベルの会議
7. 複合地区ガバナー協議会議長としての職務に関する旅費及び登録料については、実費を支給する（宿泊料の上限は 10,000 円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
8. 役員がガバナー協議会の要請により役職関連の大会、会合に参加する場合、旅費及び登録料の実費を支給する（宿泊料の上限は 10,000 円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
9. 協議会事務局から職員を公式行事に派遣する場合。
 - (1) 登録料は実費を支給し、旅費規程に則り旅費を支給する。
 - (2) 現地におけるタクシー代、通信費（私用以外のもの）は、実費を支給する。
10. 本規程の改正には、336 複合地区ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
11. 本規程は、1984 年 7 月 1 日から実施する。

1999 年 8 月 21 日	一部改正
2005 年 8 月 20 日	一部改正
2006 年 1 月 28 日	一部改正
2006 年 11 月 18 日	一部改正
2007 年 10 月 25 日	一部改正
2009 年 8 月 12 日	一部改正
2011 年 1 月 29 日	一部改正
2011 年 7 月 1 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正
2017 年 7 月 1 日	一部改正
2018 年 10 月 27 日	一部改正
2019 年 8 月 8 日	一部改正

※改正後

336 複合地区旅費規程

	交 通 費	食 事 代			宿 泊 費	通信・ 雑費
		朝	昼	夕		
役 員	・ 航空機 ・ 列車 普通車 （急行・特急を含む） ・ 船（特等） ・ バス			2,000	朝食付実費 （上限10,000円）	
		合 計 ￥2,000				
職 員	・ 列車 普通車 （急行・特急を含む）			2,000	朝食付実費 （上限10,000円）	
		合 計 ￥2,000				

(注)

1. 交通費は、路線検索ソフト“駅すばあと”で算出した自宅最寄り駅から会場最寄り駅までの原則公共交通機関（※主に JR 指定席特急料金、航空機はエコノミーに準じたクラス、バス、船を含む）の往復分金額を支給する。
2. 自家用車利用時の駐車代については、公共交通機関を利用した場合の往復分金額に含める。
3. 宿泊費の支給は用務の都合で必要とする場合のみとし、原則として1泊分が望ましい。
4. 職員に対して、役員と同行の場合は必要に応じて役員と同等級の乗車船、航空機及び宿泊を認める。ただし、航空機使用の場合は、あらかじめ運営委員長の承認を要する。
5. 職員については、交通費は役員と同等に取り扱うものとする。
6. 旅費支給の対象となる行事
 - (1) 336 複合地区ガバナー協議会
 - (2) 336 複合地区レベルの会議
7. 複合地区ガバナー協議会議長としての職務に関する旅費及び登録料については、実費を支給する（宿泊費の上限は 10,000 円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
8. 役員がガバナー協議会の要請により役職関連の大会、会合に参加する場合、旅費及び登録料の実費を支給する（宿泊費の上限は 10,000 円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
9. 協議会事務局から職員を公式行事に派遣する場合。
 - (1) 登録料は実費を支給し、旅費規程に則り旅費を支給する。
 - (2) 現地におけるタクシー代、通信費（私用以外のもの）は、実費を支給する。
10. 本規程の改正には、336 複合地区ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
11. 本規程は、1984 年 7 月 1 日から実施する。

1999 年 8 月 21 日	一部改正
2005 年 8 月 20 日	一部改正
2006 年 1 月 28 日	一部改正
2006 年 11 月 18 日	一部改正
2007 年 10 月 25 日	一部改正
2009 年 8 月 12 日	一部改正
2011 年 1 月 29 日	一部改正
2011 年 7 月 1 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正
2017 年 7 月 1 日	一部改正
2018 年 10 月 27 日	一部改正
2019 年 8 月 8 日	一部改正
2021 年 1 月 22 日	一部改正

336 複合地区慶弔規程

1. 地区ガバナー、複合地区各種委員長・委員（以下役員という）およびその家族の慶弔については、この規程による。
 - (1) 役員が結婚したときは、¥10,000 を贈る。
 - (2) 役員およびその家族が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

役 員	¥ 20,000
配偶者	¥ 10,000
父 母	¥ 10,000

ただし、事情によって花環等を贈ることができる。
 - (3) 役員が傷病などにより入院または自宅加療の期間が 3 週間以上を必要とすると認められたときは、見舞として ¥10,000 程度の金品を贈る。
 - (4) 役員が火災、風水害などの災難にあったときは、その程度によって ¥10,000 以内の金品を贈る。
2. 協議会事務局職員（以下職員という）およびその家族の慶弔については、この規程による。
 - (1) 職員が結婚したときは、¥10,000 を贈る。
 - (2) 職員が出産したときは、¥5,000 を贈る。
 - (3) 職員の配偶者が出産したときは、¥3,000 を贈る。
 - (4) 職員およびその家族が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

本 人	¥ 10,000
配偶者	¥ 5,000
父 母	¥ 5,000

ただし、事情によって花環等を贈ることができる。
 - (5) 職員が傷病などにより入院または自宅加療の期間が 3 週間以上を必要とすると認められたときは、見舞として ¥5,000 程度の金品を贈る。
 - (6) 職員が火災、風水害などの災難にあったときは、その程度によって ¥10,000 以内の金品を贈る。
3.
 - (1) 本規程の実施に当っては、その都度ガバナー協議会によって任命された事務局運営委員会の承認を要する。
 - (2) 本規程各項の金額については、ガバナー協議会議長が特に必要と認めた場合には増額することができる。
 - (3) 本規程の改正には、336 複合地区ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
 - (4) 本規程は、

1984 年 7 月 1 日	から実施する。
1990 年 8 月 19 日	一部改正
2004 年 8 月 21 日	一部改正
2015 年 7 月 1 日	一部改正
2018 年 10 月 27 日	一部改正

336 複合地区緊急援助資金規定

1. 目的

緊急災害その他これに類する事項の応急的援助のため、2021 年 7 月 1 日現在、10,030,281 円をもって「緊急援助資金」（以下資金という）を設ける。

2. 資金の調達

- (1) 資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。
- (2) 今後、複合地区および全日本レベルで行うアクティビティ・行事などが完了し、剰余金（全日本レベルの場合は剰余金の配当分）が生じた場合は、ガバナー協議会の決議を経てこれを資金に繰り入れることができる。
- (3) 「緊急援助資金」が著しく少額になった場合（最低額を 1,000 万円として、最低額に不足が出た場合）は、複合地区大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することができる。

3. 援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された複合地区内の災害並びにこれに準ずる国内および国外の災害の内から、緊急援助資金委員会（以下委員会という）の決議により採択する。

4. 委員会の構成

委員会は、ガバナー協議会の構成員をもって構成する。
委員長には、ガバナー協議会議長が当る。

5. 運用

- (1) 援助の発案は、地区ガバナーが行う。
- (2) 援助に当っては、全委員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。ただし、必要に応じて電信電話によって決定し、事後、文書でそれを確認することができる。
- (3) 援助の額および援助の方法は、その都度決定する。
- (4) 発案した地区ガバナーまたは援助を受けた地区の地区ガバナーは、すみやかにその使途を報告する。

6. 委員会は、複合地区会則 12 条 4 項に準じてこの資金の監査を受け、期末における残高は次期委員会に引き継ぐものとする。

7. 施行および改廃

この規定は、1985 年 7 月 1 日から施行し、以後、複合地区年次大会に出席し、投票した代議員の 3 分の 2 以上の賛成投票によって改廃することができる。

1994 年 5 月 22 日改正

（注）第 1 項中の年度と金額は、年度に応じて改定されるものである。

336 複合地区委員会運営内規

1. 336 複合地区各種委員会委員長の招集する諸会合は、この内規によって処理される。
2. 招集
 - (1) 複合地区各種委員会の会議は、ガバナー協議会議長の承認を得て、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で招集する。各地区ガバナーにも同文の写しを送る。
 - (2) 複合地区委員長が準地区委員長を招集する連絡会議あるいは研修会等の開催は、事前にガバナー協議会の承認を得る。ただし、急を要する場合は、議長の承認を得て招集することができる。
招集に当っては、議長、担当ガバナー、委員長・コーディネーターの連名で各地区ガバナーに派遣を要請する。
 - (3) 各地区ガバナーは、上記いずれの会議にも出席することができる。
 - (4) 会議は、原則として複合地区事務局またはその所在地で開催する。他の場所で開催する場合は、事前にガバナー協議会議長の承認を得る。
3. 会議の運営および報告
 - (1) 会議は複合地区委員長またはコーディネーターが主宰し、開催後 7 日以内にガバナー協議会議長に会議録をもって報告する。事務局はその要録を関係者に配布する。
 - (2) 会議要録に答申あるいは具申等の含まれる場合は、ガバナー協議会はできるだけ早く協議会の意向を取りまとめ、委員長に指示する。
4. 経費
会議費はガバナー協議会が負担するが、旅費は各準地区が負担する。
ただし、ガバナー協議会が委嘱した顧問、委員長・コーディネーター、委員およびガバナー協議会議長が出席を承認した者の旅費は、ガバナー協議会が負担する。
5. その他
 - (1) ガバナー協議会が別に運営内規を定めている委員会は、その内規により運営される。
 - (2) その他運営上必要な事項が生じた場合の措置は、委員長・コーディネーターよりガバナー協議会に要請する。
 - (3) この内規の改正、廃棄はガバナー協議会の議決による。

1990 年 8 月 19 日	制定・施行
2001 年 8 月 4 日	一部改正
2002 年 8 月 3 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正
2016 年 7 月 30 日	一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会規定

第1条 名称

この委員会の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会（以下委員会という）と称する。

第2条 目的

この委員会は、336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）が、その目的を充分に遂行するよう指導管理する。

第3条 構成

議長が指名する運営委員長と、各地区幹事で構成する。

第4条 会合

会合は議長および委員長が必要と認めたとき、または委員会構成員の 3 分の 1 以上の要請があったときに開催する。

第5条 任務

次の任務を遂行する。

1. 複合地区運営に必要な資金および所有財産を、ガバナー協議会の指示により運営管理する。
2. 事務局の指導監督。
3. 事務局の予算作成とその執行の管理。
4. ガバナー協議会資料ならびに議事録の作成。
5. ガバナー協議会開催準備ならびに会場の設営。
6. 複合地区委員長・コーディネーター開催会議の諸準備ならびに会場の設営。
7. 複合地区内各委員長・コーディネーター業務の補助
8. その他、ガバナー協議会議長が必要と認めた事項。

第6条 会計報告

1. 委員会は、ガバナー協議会議長に会計報告を行い、その承認を得なければならない。
2. 委員会は年 2 回以上、複合地区監査委員による監査を受けなければならない。
3. 委員会は監査を受けた都度、その結果を付して、ガバナー協議会に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第7条 改正

本規定の改正には、ガバナー協議会の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第8条 施行

本規定は 1976 年 7 月 1 日から施行する。

1983 年 5 月 22 日	一部改正
1986 年 5 月 10 日	一部改正
1991 年 5 月 26 日	一部改正し、同年 6 月 21 日施行する。
1996 年 8 月 18 日	一部改正
2000 年 8 月 5 日	一部改正
2002 年 3 月 23 日	一部改正
2005 年 8 月 20 日	一部改正
2014 年 7 月 1 日	一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局規定

第1条 名称

この事務局の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）とする。

第2条 目的

336 複合地区の業務を処理し、ガバナー協議会の円滑な運営を図る。

第3条 業務

1. ガバナー協議会に関する事項
2. 各種委員会活動に関する事項
3. 複合地区内の準地区およびクラブ運営に関する事務連絡
4. 各準地区間の円滑な事務連絡
5. 国際本部、一般社団法人日本ライオンズ等との事務連絡
6. 他の複合地区との事務連絡
7. 各種資料の継続的整理、保存
8. 各種経理事務
9. 複合地区各種会議の会場の設営、資料の作成、議事録の作成
10. 複合地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
11. その他ガバナー協議会または事務局運営委員会が指示した事項

第4条 運営・管理

事務局の運営管理はガバナー協議会の指示により事務局運営委員会が行う。

第5条 人事

事務局職員の任免はガバナー協議会の了承の下に事務局運営委員長が行う。

第6条 経費

事務局運営のために必要な経費は複合地区費より賄われる。

第7条 改正

本規定の改正はガバナー協議会の決定による。

第8条 施行

本規定は 1991 年 5 月 26 日制定し、同年 6 月 21 日施行する。

1996 年 7 月 18 日 一部改正

2016 年 7 月 30 日 一部改正

336 複合地区ガバナー協議会事務局就業規則

第1章 総則

第1条（この規則の効力）

この規則は、ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局職員の就業に関する事項および労働条件を定めたものである。

(2) この規則の定めない事項については、労働基準法その他法令の定めるところによる。

第2章 服務および職制

第2条（職員の義務）

職員はこの規則およびガバナー協議会が定める諸規定を遵守し、ライオンズクラブの目的と活動の普及・促進のため誠実に職務を遂行する義務を負う。

第3条（職員の職制）

事務局の事務処理を行うため事務局職員を置き、うち1名を事務局長とする。

(2) 事務局長は、ガバナー協議会および事務局運営委員長の指示および助言により事務局の事務を統括し、事務局職員を指導監督する。

(3) 事務局職員は、事務局運営委員長および事務局長の指示・命令を受けて所掌事務を処理する。

第3章 勤務

第4条（所定勤務時間および休憩時間）

職員の勤務時間および休憩時間は次の通りとする。

始 業 午前9時

終 業 午後5時

休憩時間 正午より午後1時まで

(2) 前項の規定にかかわらず業務上必要がある場合は、勤務時間を変更することがある。

第5条（出張および外勤）

業務上の都合により職員に対し、出張その他事務局外で勤務することを命ずることがある。

第6条（時間外勤務または休日勤務）

業務上の都合により、時間外勤務または休日勤務を命ずることがある。

(2) 時間外勤務または休日勤務の実働時間が第4条の規定により算出される平日の実働時間に及んだ時は、許可を得て一ヶ月以内に振替休日を取る事ができる。

(3) 時間外勤務または休日勤務をした時は、給与規則の定めるところにより割増賃金を支払う。ただし、振替休日を与えた場合は、この限りではない。

第7条（欠勤・遅刻・早退の届け出）

職員が疾病その他やむを得ない理由により欠勤・遅刻・早退する時は、その理由、日数をガバナー協議会へ届け出なければならない。予め決定している場合には前日始業時まで、また事後報告となる場合はできるだけ速やかに届け出る。

第4章 休日および休暇

第8条（休日）

休日は次の通りとする。

1. 日曜日
2. 土曜日
3. 国が定めた祝祭日および国民の休日（振り替え休日を含む）
4. 夏期休日 3日（土、日、祝祭日を含まない）
5. 年末年始休日 年末年始の5日間（土、日、祝祭日を含まない）

第9条（年次有給休暇）

6カ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した職員に対して、継続または分割した10日の有給休暇を与える。6カ月经過日からの継続勤務年数に応じて1年後1日、2年後2日、3年後4日、4年後6日、5年後8日、6年後10日を加算し、20日を限度とする。

- (2) 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部または一部を取得しなかった場合は、その残日数を翌年度に限り繰り越すことができる。

第10条（公傷休暇）

職員が業務上負傷し、または疾病にかかり療養を要する時は、医師の診断書を提出し複合地区ガバナー協議会がこれを承認した時は療養期間を公傷休暇とする。

第11条（結婚休暇）

職員が結婚する時は、事前に本人の申し出により連続して5日間の結婚休暇を与える。

- (2) 職員の子供が結婚する場合は、2日の休暇を与える。

第12条（服喪休暇）

以下の通り服喪休暇を与える。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 本人の父母、配偶者、子 | 当日を含め7日（休日がある場合は通算する） |
| 2. 本人の祖父母、兄弟姉妹、義父母 | 当日を含め3日（休日がある場合は通算する） |
| 3. その他の親族 | 当日を含め2日（休日がある場合は通算する） |

第13条（出産休暇）

6週間以内（多胎妊娠の場合は14週）に出産を予定している女性職員が医師の診断書を添えて請求した時は、出産までの休暇を与える。

- (2) 出産の翌日から8週間の休暇を認める。

第14条（公民権行使の時間）

職員が勤務時間中に選挙権の行使、裁判員その他公民としての権利を行使するため予め申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

- (2) 前項の申し出があった場合、権利の行使を妨げない限度においてその時刻を変更することができる。

第5章 人事

第15条（採用）

事務局は募集に応募した者の中からガバナー協議会の承認を得、所定の手続きを経た者を試用職員として採用する。ただし、ガバナー協議会が特に試用期間を必要としないと認めた者は正規職員として採用する。

- (2) 採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 履歴書・写真
2. 最終学校卒業証明書
3. 健康診断書
4. その他ガバナー協議会が必要と認める書類

第16条（試用期間）

試用期間は3ヶ月とする。

- (2) 試用期間をつつがなく勤務した後、正規職員（雇用期間がある場合がある）として採用する。その場合、試用された日からの採用とし、試用期間は勤続年数に加算する。

第17条（退職）

職員が次の各号のいずれかに該当する時は退職とする。

1. 本人が退職を願い出て、ガバナー協議会が承認した時
2. 死亡した時
3. 休職期間が満了した時（自己都合退職とみなす）

第18条（退職願）

職員が退職しようとする場合、少なくとも2ヶ月前までに退職願を提出しなければならない。

- (2) 前項により、退職願を提出したものは、ガバナー協議会の承認があるまでは引き続き従前の業務に服さなければならない。

第19条（解雇）

職員が次の一に該当する時は30日前までに予告するか、もしくは30日間の平均賃金を支払って解雇する。

1. 精神または身体の障害のため業務に耐えられない時
2. 業務能率が著しく劣り、向上の見込みがない時
3. やむを得ない事由で業務を縮小し、または解散する時
4. その他、前各号に準ずる時

第20条（解雇制限）

職員が次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。

1. 業務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため休業する期間、およびその後30日間
2. 産前産後の女性職員が、第13条により休業する期間、およびその後30日間

第21条（休職）

次の各号の一に該当する場合は休職とする。

1. ガバナー協議会命令により、ガバナー協議会以外の業務に従事する時
 2. 本人の申請によりガバナー協議会が認めた時
 3. 業務外の疾病により6ヶ月以上欠勤する時
 4. 育児休業、介護休業等が生じた時
- (2) 前項の1および2についての休職期間は、その都度定め、3号の場合は6ヶ月とする。
- (3) 育児休業、介護休業等については、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の定めによる。
- (4) 第1項各号の休業および前各号の休職期間については無給とする。

第22条（定年）

職員の定年は、満60歳になった時の賃金締切日とする。ただし、65歳までは再雇用の機会を与え、1年ごとに更新をする。

- (2) 定年後の給与について、見直しを行う。

第23条（退職金）

職員が退職する場合、別に定めるところにより退職金を支給する。

第6章 給与および諸給付

第24条（給与）

職員の給与、退職金については別に定める。

第7章 賞罰

第25条

職員が以下に該当する場合は、ガバナー協議会の決議に基づく。

第26条（褒章）

1. 永年にわたる勤務
2. ガバナー協議会が特に必要と認めた時

第27条（制裁の種類、程度）

制裁の種類は次のとおりとする。

1. 訓告……………文書により将来を戒める。始末書をとる場合もある
2. 減給……………1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が一賃金締切期間における賃金総額の10分の1以内で減給する
3. 出勤停止……………7日以内の出勤停止を命じその期間の賃金は支給しない
4. 降職……………役職を解く
5. 論旨退職……………退職願を出すように勧告する。なお勧告した日から3日以内にその提出がない時は、懲戒解雇とする。

6. 懲戒解雇…………… 予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合所轄労働基準監督署長の認定を受けた時は解雇手当を支給しない

第 28 条 (懲戒)

下記のいずれかに該当した時は、その軽重により前条を適用する。

1. 無断もしくは正当な理由なく欠勤が続く時 (14 日以上の場合は懲戒解雇とする)
2. 刑事事件で有罪の判決を受けた時
3. 飲酒運転を行った時
4. 重要な経歴を偽り、採用された時
5. 故意または重大な過失により災害または業務上の事故を発生させガバナー協議会に重大な損害を与えた時
6. 職務上の地位を利用し第三者から報酬を受け、もしくはもてなしを受ける等自己の利益を図った時
7. 暴行、脅迫その他不法行為をして著しく職員としての体面を汚した時
8. 正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかった時
9. セクハラ、パワハラを行った時
10. ガバナー協議会の名誉信用を傷つけ、業務に支障を与えた時
11. 業務に関する秘密を外部に漏えいし、ガバナー協議会に損害を与えた時
12. その他、前各号に準ずる程度の不都合な行為をした時

第 29 条 (損害賠償)

職員が故意に重大な過失により、336 複合地区およびガバナー協議会事務局に損害を与えた場合には、その賠償を命ずる事がある。

第8章 附則

第 30 条 (施行および改正)

この規則は 2003 年 7 月 1 日より施行する。

また、この改正は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2007 年 3 月 24 日	一部改正
2013 年 8 月 1 日	一部改定
2014 年 7 月 1 日	一部改定
2020 年 8 月 7 日	一部改定

336 複合地区ガバナー協議会事務局給与規則

第1章 総則

第1条（この規則の目的）

この規則は就業規則第24条の定めに基づき、336 複合地区ガバナー協議会（以下「ガバナー協議会」という）事務局の職員の勤務に対し支給する給与について定めたものである。

第2条（給与の種類）

給与の種類は次の各号の通りとする。

1. 基本給
2. 諸手当
 - イ. 役職手当
 - ロ. 通勤手当
 - ハ. 時間外勤務手当

第3条（給与の構成）

給与の構成は次の通りとする。

1. 基準内給与 基本給、役職手当
2. 基準外給与 通勤手当、時間外勤務手当

第4条（給与の計算および支払い方法）

職員の給与は前月21日より当月20日までを1給与計算期間とし、その期間の給与を毎月25日に本人に通貨をもって、もしくは本人の同意を得て本人の指定する金融機関の口座への振込みをもって支払う。

第5条（給与の日割計算）

給与計算期間の途中において採用、退職、解雇その他給与支払いの上の異動が生じた場合は、日割計算をもって給与を支払う。

(2) 給与の日割計算は次の算出による。

日割計算＝賃金月額÷{(365日－年間所定休日)×1/12}

※ 賃金月額＝基本給

※ 年間所定休日＝就業規則第8条に定める休日総数

※ 時間割計算＝賃金月額÷138

※ 時間割計算は円位未満を四捨五入

(3) 不就業の扱い

次の各号の一に該当する場合は、その期間の給与を控除するか、または支給しない。

1. 欠勤および遅刻、早退、外出等の使用による不就業
2. 休業による不就業
3. ガバナー協議会の指示に基づかない就業

第2章 基本給

第6条（基本給）

基本給は就業規則で定める所定勤務時間の勤務に対し、月額で定め月給制とする。

(2) 昇給については毎年3月末時点の事務局所在地の最低賃金を参考にガバナー協議会の決議に基づき7月1日付けで（辞令）により執行する。ただし、本人の勤務成績、勤務態度、景気の悪化、物価上昇・下降等を勘案して行わない場合がある。

第7条（控除）

所得税、市民・住民税、社会保険料、協定による積立金等については給与から控除する。

第3章 諸手当

第8条（役職手当）

事務局長に対しては、役職手当を支給する。

事務局長 50,000 円

(2) 役職手当は月額とし、超過勤務手当、休日出勤手当は支給しない。

第9条（通勤手当）

1. 電車、バスの交通機関を利用して通勤するものには、通勤手当を支給する。その額はガバナー協議会が定める。
2. 自家用車を利用して通勤するものには、自宅から指定勤務地間の最短距離により下表に基づいた計算により支給する。

通勤距離（片道基準）	月 額		
	18 日以上	11 日以上 18 日未満	10 日以下（日割計算）
5 km未満	3,000	1,800	120
5 km以上 10 km未満	6,000	3,600	240
10 km以上 15 km未満	9,000	5,400	360
15 km以上	12,000	7,200	480

第10条（時間外勤務手当）

所定終業時間外または休日に勤務した場合は、勤務した時間数に対し、各々超過勤務手当および休日勤務手当として第5条に規定した時間割計算額に1.25（法定休日については1.35）を乗じた額を支給する。

第4章 退職金・賞与

第11条（退職金の支給範囲と算出）

満3年以上勤務し退職（解雇および本人の死亡を含む）した場合は、次の基準により基本給と勤務年数・倍率を乗じた退職金を支給する。ただし、懲戒解雇の場合は減給または支給しない。

勤務年数	倍率
3 年以上 10 年未満	1.0 か月
10 年以上 20 年未満	1.1 か月
20 年以上	1.2 か月

第12条（勤続年数）

勤続年数の計算で1年未満は1ヶ月につき1/12、1ヶ月未満は1ヶ月とする。

第13条（賞与）

賞与は年2回、支給時期に6ヶ月以上在籍する事務局員に対して、夏季および冬季に支給する。

第14条（支給日）

賞与の支給日は次の通りとする。但し、その支給日が休日の時はその前日とする。

夏季賞与 6月10日

冬季賞与 12月10日

第15条（賞与の額）

賞与の額は、1回につき基本給の1.5ヶ月分とする。

第5章 慶弔に関する祝い金、弔慰金および見舞金

第16条（慶弔・見舞金額）

職員およびその家族の慶弔あるいは罹病、災害に際しては336複合地区慶弔規程の定めによる。

第6章 附則

第17条（施行および改廃）

この給与規則は2003年7月1日施行する。

また、この改廃は、ガバナー協議会の決議によるものとする。

2004年8月21日 一部改定

2005年8月20日 一部改定

2013年8月1日 一部改定

2014年7月1日 一部改定

2021年1月22日 一部改定

336 複合地区ガバナー協議会事務局取引銀行について

336 複合地区費および複合地区大会費ほか複合地区関係費の振込銀行を、下記の通り決定致したい。
※2021 年 7 月 1 日～2022 年 6 月 30 日

記

銀 行 名 中国銀行 大供（だいく）支店

預金種目 普通預金

口座番号 1503438

口座名義 ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区
会 計 平山 智雄 （ひらやま ともお）

以 上

336複合地区 出張旅費申請書

MD336ガバナー協議会	
議長決裁	会計決裁

所 属 336複合地区

役職名

氏 名

下記の会議について、申請いたします

申請日

会議名

開催日 開催都市

目 的

備 考 ※経路、料金に関して等特記すべき事項がある場合はご記載ください

自宅最寄り駅 会場最寄り駅

上記申請にあたり、利用交通機関料金、宿泊料金の照合が可能な領収証と
会議案内状または議事録を添付の上、提出をお願いいたします

以下、336複合地区旅費規程（2021年7月1日現在）

交通費 主にJR普通車指定席特急料金、航空機はエコノミーに準じたクラスでの往復料金
食事代 夕食費 2,000円
宿泊費 実費：1泊朝食付・税・サ込 上限10,000円

1. 交通費は、路線検索ソフト“駅すばあと”で算出した自宅最寄り駅から会場最寄り駅までの原則公共交通機関（※主にJR指定席特急料金、航空機はエコノミーに準じたクラス、バス、船を含む）の往復分金額を支給する。
2. 自家用車利用時の駐車代については、公共交通機関を利用した場合の往復分金額に含める。
3. 宿泊費の支給は用務の都合で必要とする場合のみとし、原則として1泊分が望ましい。
4. 職員に対して、役員と同行の場合は必要に応じて役員と同等級の乗車船、航空機及び宿泊を認める。ただし、航空機使用の場合は、あらかじめ運営委員長の承認を要する。
5. 職員については、交通費は役員と同等に取り扱うものとする。
6. 旅費支給の対象となる行事
 - (1) 336複合地区ガバナー協議会
 - (2) 336複合地区レベルの会議
 - (3) 日本レベルでの会議
7. 複合地区ガバナー協議会議長としての職務に関する旅費及び登録料については、実費を支給する（宿泊費の上限は10,000円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
8. 役員がガバナー協議会の要請により役職関連の大会、会合に参加する場合、旅費及び登録料の実費を支給する（宿泊費の上限は10,000円）。海外の場合は旅費の半額及び登録料実費を支給する。なお、複合地区以外からの支給がある場合には、重複しては支給されない。
9. 協議会事務局から職員を公式行事に派遣する場合。
 - (1) 登録料は実費を支給し、旅費規程に則り旅費を支給する。
 - (2) 現地におけるタクシー代、通信費（私用以外のもの）は、実費を支給する。

会を開催することについて皆さんにお諮りします。
ます。賛成多数ですので社員総会当日の午前中（時
理事会を開催して社団としての方向性を決定します。

- (2) 近畿日本ツーリストと6月30日を期限とする中間金の支払いに関する覚書を締結することについて賛否を諮ったところ、賛成多数で承認された。

第四号議案 SON 広島大会支援について

識名議長： 現在336複合地区の次期の執行部で広島大会についてSONと協議を進められています。SONの支援については社団を挙げての支援でないと上手くいかないと思うので、広島大会については336複合地区と社団が十分に連絡を取り合い協力していくことの承認を頂きたい。賛成の方の挙手をお願いします。賛成多数で承認されました。

第五号議案 その他

識名議長： 次年度第1回社員総会終結までは現理事が執り行うことになるので、第1回総会の日程を決定して頂きたい。現在2021年8月2日を予定していますが、この日でご承認を頂きたい。賛成の方の挙手をお願いします。賛成多数で承認されました。

4. 報告事項

1) 次年度理事長候補者選挙開票結果について

藤川専務理事より、理事会による次年度理事長候補者推薦選挙実施に関する経緯、郵便投票並びに5月28日の開票について下記の通り報告があった。

当初2名の立候補届が出されていたが1名の立候補辞退により仁科候補の立候補推薦信任を問う投票の結果、推薦に関し賛成10票、反対15票、白票1票となり理事会による推薦は行わないこととなった。

2) 第103回モントリオール・ハイブリッド国際大会関連について

川島国際理事より国際第3副会長の推薦についてオセアルのOECから発信が有りました。ブラジルから立候補されたファブリシオ・オリベイラ元国際理事が推薦されました。ブラジルからはもう1名女性の立候補者がおられますが、オセアルではオリベイラ元国際理事を推薦しましたので宜しくお願いします。

国際理事につきましてはオセアル地域日本から藏元地区ガバナー、永田元地区ガバナー、韓国からJon-Hong Kim元地区ガバナー、台湾からPai-Hsiang Fang元地区ガバナーの4名の立候補が有り、改選枠は4つで全員の当選が予定されています。投票用紙の国際理事のチェックマーク欄に必ずチェックマークを4つ付けてください。

国際大会登録者数は6月4日現在世界で17,892名、日本では1,814名に留まっている。登録を勧誘して欲しい。投票は日本時間6月27日朝に投票用のリンクが国際協会からメールされます。投票は6月27日夜10時から6月29日夜10時までです。投票には登録確認番号と登録されたパスワードが必要です。

3) ダイナースカードよりの回答

菅原事務総長より提携手数料振込先を各地区から日本ライオンズに変更したいとの要望があったが、従前のままでお願いしますと回答したが、ダイナース側からは未だ返答が来て

財 務 報 告 書

期間：2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日

1. 共通会計
2. 複合地区費会計
3. 複合地区大会費会計
4. 複合地区緊急援助資金 特別会計
5. 複合地区国際理事支援金 特別会計

ライオンズクラブ国際協会
336 複合地区ガバナー協議会

1. 共通会計

貸借対照表

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	
現金・普通預金	38,944,876	預り金	108,213	
仮払金	100,513	正味財産	38,944,876	
差入保証金	7,700			
合 計	39,053,089	合 計	39,053,089	

仮払い金内訳	100,513	労働保険料 ¥82,635 ・ 子育て拠出金12か月分 ¥17,878
差入保証金内訳	7,700	駐車場(マルケー商事(株))
預り金内訳	108,213	夏期賞与分社会保険料(健・介・厚 ¥88,115 税金 ¥20,098)

財産目録

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
現金	67,916	13,606	13,606	
普通預金	9,408,675	12,265,431	12,265,431	複合地区費会計 中国銀行 大供支店 No.1503438
普通預金	10,012,851	14,977,511	14,977,511	複合地区大会費会計 中国銀行 大供支店 No.1513522
普通預金	1,671,990	1,658,047	1,658,047	複合地区国際理事支援金 特別会計 中国銀行 大供支店 No.2513968
定期預金	10,030,201	10,030,281	10,030,281	複合地区緊急援助資金 特別会計 中国銀行 大供支店 No.1005069
資産合計(a)	31,191,633	38,944,876	38,944,876	

負債の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
負債	0	0	0	
負債合計(b)	0	0	0	
正味財産(a)-(b)	0	0	38,944,876	

2. 複合地区費会計

貸借対照表

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	
現金	13,606	負債	0	
普通預金	12,265,431	正味財産	12,279,037	
合 計	12,279,037	合 計	12,279,037	

財産目録

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
現金	67,916	13,606	13,606	
普通預金	9,408,675	12,265,431	12,265,431	複合地区費会計 中国銀行 大供支店 No.1503438
資産合計(a)	9,476,591	12,279,037	12,279,037	

負債の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
負債	0	0	0	
負債合計(b)	0	0	0	
正味財産(a)-(b)	0	0	12,279,037	

収支計算書

集計期間：2020/7/1～2021/6/30,決算仕訳

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算	実施額	差引残額	摘 要
複合地区費	21,336,000	21,291,280	44,720	
日本ライオンズ費	12,288,000	12,069,600	218,400	
受取利息	160	143	17	
雑収入	0	60,000	-60,000	
当期収入合計	33,624,160	33,421,023	203,137	
前期繰越金	10,606,790	10,606,790	0	
合 計(a)	44,230,950	44,027,813	203,137	

【支出の部】

科 目	本年度予算	実施額	差引残額	摘 要
会議費	545,000	1,408,183	-863,183	
旅費交通費	6,500,000	3,724,755	2,775,245	
図書印刷費	750,000	361,016	388,984	
通信費	750,000	660,035	89,965	
人件費	6,800,000	7,745,304	-945,304	
福利厚生費	1,020,000	574,459	445,541	
慶弔費	100,000	3,861	96,139	
家賃	3,200,000	2,431,350	768,650	
事務用品費	250,000	399,192	-149,192	
負担金	100,000	0	100,000	
日本ライオンズ費	12,288,000	12,069,600	218,400	
退職積立金	360,000	355,000	5,000	
雑費	200,000	328,746	-128,746	
予備費	761,160	1,080,669	-319,509	
支払手数料	0	189,420	-189,420	
法定福利費	0	394,246	-394,246	
消耗品費	0	36,546	-36,546	
当期支出合計(b)	33,624,160	31,762,382	1,861,778	
当期収支差額(a)-(b)	10,606,790	12,265,431	-1,658,641	
合 計	44,230,950	44,027,813	203,137	

3. 複合地区大会費 会計

貸借対照表

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	
普通預金	14,977,511	正味財産	14,977,511	
合 計	14,977,511	合 計	14,977,511	

財産目録

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
普通預金	10,012,851	14,977,511	14,977,511	複合地区大会費会計 中国銀行 大供支店 No.1513522
資産合計(a)	10,012,851	14,977,511	14,977,511	

負債の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
負債	0	0	0	
負債合計(b)	0	0	0	
正味財産(a)-(b)	0	0	14,977,511	

収支計算書

336複合地区大会 会計報告（第67回年次大会費ホストクラブ事務局）

集計期間：2020/7/1～2021/6/30,決算仕訳

（単位：円）

収 入 の 部					第66回高知大会	
科目	予算額	決算額	実行率	差引	予算額	決算額
MD通帳より	12,041,280	12,169,120	101.1%	△ 127,840	12,515,520	12,736,480
雑収入	100,000	110	0.1%	99,890		67
当年度収入合計（A）	12,141,280	12,169,230	100.2%	△ 27,950	12,515,520	12,736,547
前年度繰越収支差額	9,981,683	9,981,683	100.0%	0	5,728,333	5,728,333
収入合計（B）	22,122,963	22,150,913	100.1%	△ 27,950	18,243,853	18,464,880

支 出 の 部					第66回高知大会	
《 事 務 局 費 》	予算額	決算額	実行率	差引	予算額	決算額
通信費	350,000	296,331	84.7%	53,669	350,000	409,238
事務局費	1,500,000	920,300	61.4%	579,700	2,300,000	2,481,897
印刷費	400,000	26,912	6.7%	373,088	100,000	33,000
会議費	300,000	194,046	64.7%	105,954	100,000	80,000
交通費	100,000	70,320	70.3%	29,680	100,000	36,784
雑費	300,000	69,195	23.1%	230,805	100,000	18,930
予備費	50,000	0	0.0%	50,000	50,000	4,028,848
事務局費計	3,000,000	1,577,104	52.6%	1,422,896	3,100,000	7,088,697
《 大 会 費 》	予算額	決算額	実行率	差引	予算額	実行額
会場費	3,500,000	0	0.0%	3,500,000	1,000,000	1,100
標識・看板費	800,000	210,500	26.3%	589,500	1,300,000	
式典費	3,550,000	1,911,410	53.8%	1,638,590	3,700,000	359,400
記念誌費	2,000,000	836,760	41.8%	1,163,240	1,600,000	1,034,000
記録費		0	0.0%	0	0	
受付費	300,000	159,500	53.2%	140,500	300,000	
総務、糧食費	350,000	186,632	53.3%	163,368	200,000	
交通・駐車場費	350,000	171,246	48.9%	178,754	1,200,000	
広報費	1,000,000	1,848,000	184.8%	△ 848,000	50,000	
予備費	50,000	272,250	544.5%	△ 222,250	50,000	
大会費小計	11,900,000	5,596,298	47.0%	6,303,702	9,400,000	1,394,500
当年度支出合計（C）	14,900,000	7,173,402	48.1%	7,726,598	12,500,000	8,483,197
当年度収支差額（A-C）	△ 2,758,720	4,995,828			15,520	4,253,350
次年度繰越収支差額（B-C）	7,222,963	14,977,511			5,743,853	9,981,683

前夜祭登録料（D）	6,000,000		0.0%	6,000,000	6,000,000	0
前夜祭費（E）	6,000,000	0	0.0%	6,000,000	6,000,000	0
前夜祭 支出合計	6,000,000	0	0.0%	6,000,000	6,000,000	0
前夜祭当年度収支差額（D-E）	0	0			0	0

記念ゴルフ登録料（F）	1,000,000		0.0%	1,000,000	1,000,000	0
記念ゴルフ費（G）	1,000,000	0	0.0%	1,000,000	1,000,000	0
記念ゴルフ 支出合計	1,000,000	0	0.0%	1,000,000	1,000,000	0
記念ゴルフ当年度収支差額（F-G）	0	0	0.0%	0	0	0

弁当登録料（H）			0.0%	0		
弁当費（I）		0	0.0%	0		
弁当 支出合計	0	0	0.0%	0		
弁当当年度収支差額（H-I）	0		0.0%	0		

4. 複合地区緊急援助資金 特別会計

貸借対照表

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	
定期預金	10,030,281	正味財産	10,030,281	
合 計	10,030,281	合 計	10,030,281	

財産目録

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
定期預金	10,030,201	10,030,281	10,030,281	複合地区緊急援助資金 特別会計 中国銀行 大供支店 No.1005069
資産合計(a)	10,030,201	10,030,281	10,030,281	

負債の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
負債	0	0	0	
負債合計(b)	0	0	0	
正味財産(a)-(b)	0	0	10,030,281	

収支計算書

集計期間：2020/7/1～2021/6/30,決算仕訳

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算	実施額	差引残額	摘 要
受取利息	160	179	-19	
当期収入合計	160	179	-19	
前期繰越金		10,030,102		
合 計(a)		10,030,281		

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算	実施額	差引残額	摘 要
当期支出合計(b)	0	0	0	
当期収入差額(a)-(b)		10,030,281		
合 計		10,030,281		

5. 複合地区国際理事支援金 特別会計

貸借対照表

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部		摘 要
科 目	金 額	科 目	金 額	
普通預金	1,658,047	正味財産	1,658,047	
合 計	1,658,047	合 計	1,658,047	

財産目録

2021/6/30現在

(単位：円)

資産の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
普通預金	1,671,990	1,658,047	1,658,047	複合地区国際理事支援金 特別会計 中国銀行 大供支店 No.2513968
資産合計(a)	1,671,990	1,658,047	1,658,047	

負債の部	上半期合計	下半期合計	本決算合計	摘 要
負債	0	0	0	
負債合計(b)	0	0	0	
正味財産(a)-(b)	0	0	1,658,047	

収支計算書

集計期間：2020/7/1～2021/6/30,決算仕訳

【収入の部】

2018/7/27～現在

(単位：円)

科 目	本年度予算	本決算合計	通算実施額	差引残額	摘 要
国際理事候補者支援金 特別会計繰越金	4,241,089	0	4,241,089	0	
支援金(336-B地区より)	3,766,500	0	3,528,000	238,500	
受取利息	0	7	7	0	
雑収入	100	12	58	42	
当期収入合計	8,007,689	19	7,769,154	238,535	
前期繰越金		1,719,078	0		
合 計(a)	8,007,689	1,719,097	7,769,154	238,535	

【支出の部】

2018/7/27～現在

科 目	本年度予算	本決算合計	通算実施額	差引残額	摘 要
国際理事候補者支援金 特別会計未払金	2,619,265	0	2,619,265	0	
会議費	700,000	0	16,640	683,360	
図書印刷費	200,000	0	7,462	192,538	
旅費交通費	2,000,000	60,720	348,410	1,651,590	
接待交際費	500,000	0	0	500,000	
登録料	500,000	0	119,000	381,000	
その他の費用	1,000,000	0	3,000,000	-2,000,000	
雑費	150,000	220	220	149,780	
予備費	338,424	0	0	338,424	
支払手数料		110	110	-110	
当期支出合計(b)	8,007,689	61,050	6,111,107	1,896,582	
当期収入差額(a)-(b)		1,658,047	1,658,047		
合 計		1,719,097	7,769,154		

前記のとおり報告致します。

2021年7月22日

ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区
ガバナー協議会

会 計

池原 聖



事務局運営委員会 委員長

野口 裕司



前記報告書は会計監査の結果、正確であることを認めます。

2021年7月22日

ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区

監査委員

松尾 敏弘



監査委員

関野 邦夫



監査委員

太田 健一



2021-2022年度 複合地区運営費会計予算(案)

【収入の部】

(単位: 円)

科目	2020-2021予算	2020-2021実施額	2021-2022予算(案)	備 考
複合地区費	21,336,000	21,291,280	20,477,520	会員数(子会員を除く) 2021年6月末 12,189名×¥140×12ヶ月
日本ライオンズ費	12,288,000	12,069,600	11,701,440	会員数(子会員を除く) 2021年6月末 12,189名×¥80×12ヶ月
受取利息	160	143	160	
雑収入	0	60,000	0	
当期収入合計	33,624,160	33,421,023	32,179,120	
前期繰越金	10,606,790	10,606,790	12,279,037	
収入合計(A)	44,230,950	44,027,813	44,458,157	

【支出の部】

科目	2020-2021予算	2020-2021実施額	2021-2022予算(案)	備 考
会議費	545,000	1,408,183	1,500,000	
旅費交通費	6,500,000	3,724,755	5,000,000	2020/8/21第1回ガバナー協議会旅費(岡山) ¥524,030×5回 = ¥2,620,150
図書印刷費	750,000	361,016	200,000	コピー料金¥7,000/月×12か月=¥84,000
通信費	750,000	660,035	750,000	・コピー機リース料¥27,432+電話機リース料¥7,776+ 通話・インターネット¥20,000=¥55,208×12か月=¥662,496 ・レンタルサーバー料¥5,238+ ドメイン(org.)利用料¥1,886=¥7,124/年 ・運送費¥2,000×12ヶ月=24,000 計 ¥693,620
人件費	6,800,000	7,745,304	7,000,000	・事務局員給与2名分¥450,000×12か月=¥5,400,000 ・賞与¥600,000×2回=¥1,200,000 計 ¥6,600,000
福利厚生費	1,020,000	574,459	20,000	事務局員健康診断費用(¥7,000×2名)
慶弔費	100,000	3,861	100,000	
家賃	3,200,000	2,431,350	1,700,000	賃室料・共益費・電力使用量¥120,000+事務局員駐車場1台分¥8,800+ 来客用駐車場チケット代¥3,000+清掃・ゴミ分別回収費用¥3,080 ×12か月=¥1,618,560
事務用品費	250,000	399,192	400,000	・パソコンリース料¥20,680×12か月=¥248,160 ・事務用品(用紙代)
負担金	100,000	0	削除	
日本ライオンズ費	12,288,000	12,069,600	11,701,440	会員数(子会員を除く) 2021年6月末 12,189名×¥80×12ヶ月
退職積立金	360,000	355,000	360,000	¥30,000×12か月=¥360,000
雑費	200,000	328,746	200,000	・前期協議会構成員御礼(商品券¥10,000×5名分) ・任期終了役員御礼(商品券¥10,000×〇名分(毎年変更有))
予備費	761,160	1,080,669	300,000	
支払手数料	0	189,420	100,000	労務・財務顧問料¥5,000×4回= ¥20,000 ※必要な場合 振込手数料、両替手数料
法定福利費	0	394,246	700,000	¥70,000×12か月+賞与¥111,000×2回=¥1,062,000
消耗品費	0	36,546	300,000	パソコンソフト更新料 駅すばあと ¥8,800+Acrobat ¥50,000+給与君 ¥4,000= ¥62,800/年 来客用お茶代、事務局日用品
支出合計(B)	33,624,160	31,762,382	30,331,440	
収支差額(A-B)	10,606,790	12,265,431	14,126,717	
合計	44,230,950	44,027,813	44,458,157	

※ 但し、必要に応じて科目間流用を認めるものとする。

3 3 6 複合地区 次期協議会議長選任に関する覚書

複合地区会則 第5条 4. に基づき、ガバナーエレクトは会合を開いて、次期協議会議長を選任または選出する。協議会議長はその役職に就任する時点で、現または前・元地区ガバナーになっていなければならない。

しかしながら、第一副地区ガバナーがガバナーエレクトになってから会合を開いて、次期協議会議長を選任した場合、組織づくりなどで時間的余裕がないため、3 3 6 複合地区では次のように定めて運用するものとする。

- 1) 次期協議会議長就任を自薦・他薦を問わず希望する者は、第 2 回ガバナー協議会終了後から 12 月 10 日までに協議会議長に届け出なければならない。
- 2) 各第一副地区ガバナーは、12 月 11 日以降、第 3 回ガバナー協議会開催予定日までに会合を開いて、現ガバナー協議会も加わり協議し総意で次期協議会議長を選出し、会合の報告書を作成する。
報告書には、会合開催の年月日・選出した次期協議会議長の氏名・所属準地区などを記し、第一副地区ガバナー4名の署名・捺印を施し、厳封して複合地区事務局気付でそれを協議会議長に届ける。
なお、次期協議会議長選出にあたっては、準地区間のバランス並びに機会均等になるように充分考慮する。
- 3) 協議会議長は第 3 回ガバナー協議会の席で厳封を解き内容を公表する。
- 4) 第 3 回ガバナー協議会では選出された次期協議会議長の資格要件を確認し、次期協議会議長を仮承認（内定）する。
- 5) 仮承認（内定）を受けた次期協議会議長は、第一副地区ガバナーが全員ガバナーエレクトに選任された時点で正式に署名・捺印し選任される。2 名以上の第一副地区ガバナーがガバナーエレクトに選任されなかった場合は再度協議する。

附則：この覚書は 2 0 2 1 ～ 2 0 2 2 年度協議会議長選任のときから効力をもつ。

2 0 2 0 年 1 月 2 5 日 制定

2 0 2 0 年 1 0 月 2 3 日 一部変更（2 項 文言追加）



2021年8月5日

ライオンズクラブ国際協会

330～337 複合地区内 地区ガバナー各位

GAT 日本全域リーダー L.中村 泰久

GAT エリアリーダー L.城阪 勝喜

2021-22 年度 上級ライオンズリーダーシップ研究会 (ALLI) のご案内

時下ますますご清祥にてライオニズムにご精進のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて上級ライオンズリーダーシップ研究会を開催いたします。貴地区第2副地区ガバナーにご案内くださいますようお願いいたします。なお、前年度未受講の第一副地区ガバナーのご参加も受けたまわります。

記

- ◎ 開催日時：2021年10月21日（木） 10:30～19:00（研修会）、19:00～20:30（夕食会）
2021年10月22日（金） 09:10～19:00（研修会）、19:00～20:30（夕食会）
2021年10月23日（土） 09:10～16:30（研修会）
- ◎ 開催場所：名古屋 ウィンクあいち（研修）、名鉄グランドホテル（宿泊）
- ◎ 対象者：2021～2022年度 第2副地区ガバナー（未受講の第一副地区ガバナーも可）
別添の名簿にて10月4日（月）までに下記にお申し込みください。
334 複合地区ガバナー協議会事務局（lions334@lilac.ocn.ne.jp）TEL：052-581-0777
- ◎ 費用に関しては下記の通りに規定されております。
 - 参加費：60,000 円
 - ※ 準地区が費用の一部をご負担いただくなど、受講者の個人負担の軽減にご配慮いただけましたら幸甚です。
 - ※ 10月8日（金）までに、地区でお取りまとめの上、下記にお振込みください。
埼玉りそな銀行 岩槻支店（店番 381） 普通預金 No.4954545
口座名：ライオンズクラブ
（お振込人名は、準地区名をご記入ください）振込名記入例… 330-A
 - 名簿締切：2021年10月4日（月）
334 複合地区ガバナー協議会事務局（lions334@lilac.ocn.ne.jp）
名簿は、必ず所属する複合地区事務局に写しをお送りください。
 - 旅 費：各準地区にてご対応ください。
 - 宿泊費：10月21日・22日の名鉄グランドホテルでのシングルルーム2泊が費用に含まれます。
宿泊無しは基本的には認められません。前泊・後泊が必要な方は、お知らせください。
 - 食 費：上記参加費に1日目の昼食・夕食、2日目の朝食・昼食・夕食、3日目の朝食・昼食が含まれております。
- ◎ 研修課題・持参物：事前課題を含め、追ってご連絡いたします。
- ◎ お問い合わせ先：GLT 複合地区コーディネーター世話人 L. 濱野雅司
E-mail：hamano@atmmusic.com Tel：090-3218-1822

以上



ライオンズクラブ国際協会 - 奉仕事業
「思いやりは大切なこと」奉仕アワード

ライオンズクラブ国際協会「思いやりは大切なこと」奉仕アワードに関する規則

「思いやりは大切なこと」奉仕アワード（KMSA）の受賞資格を得るためには、クラブは以下の条件および基準を満たさなければなりません。

条件

- ▶ 正規の状態にある
- ▶ MyLion®でクラブの事業を報告した
- ▶ 過去 3 年間このアワードを受賞していない

基準

- ▶ ライオンズクラブ国際協会および LCIF の奉仕分野（糖尿病、環境保全、視力保護、小児がん、食料支援、災害援助、青少年支援、人道支援）のニーズを満たす
- ▶ 独創性と革新力を発揮する
- ▶ 大きなインパクトと長期的な持続可能性を持つ
- ▶ ライオンズクラブ国際協会の価値を用いて有意義な体験を構築し、ライオンズブランドとの関係やつながりを生み出す（「ライオンズのイメージアップ」と同義）

期日

推薦書はすべて、必要事項を記入の上 10 月 31 日までに E メール

（serviceactivities@lionsclubs.org）でライオンズクラブ国際本部に提出しなければなりません。

10 月 31 日を過ぎてから提出された推薦書はすべて無効となりますので、ご注意ください。

以下のスケジュールを役立てて、地域レベルでの推薦プロセスを進めてください。

- ▶ 7 月 1 日～10 月 31 日：推薦受付期間。
- ▶ 8 月 15 日：クラブ奉仕委員長とレオクラブ会長が推薦書 1 件を地区グローバル奉仕チーム（GST）コーディネーターに E メールで提出する期限。
- ▶ 9 月 15 日：地区 GST コーディネーターが推薦書 1 件を複合地区グローバル奉仕チーム（GST）コーディネーターに E メールで提出する期限。
- ▶ 10 月 31 日：複合地区 GST コーディネーターがライオンズクラブに関する推薦書 1 件および/またはレオクラブに関する推薦書 1 件を国際本部に提出する期限。



推薦用紙に関する規則

- ▶ 奉仕事業を説明するための答えは質問につき 400 字以内とし、ダブルスペースで黒のインクを使ってタイプされた補足文書として提出しなければなりません。
- ▶ 推薦用紙の残りのセクションは、ダブルスペースで黒のインクを使ってタイプされていなければなりません。
- ▶ 承認の署名は、黒のインクを使ってタイプすることができます。
- ▶ 提出される推薦書はいずれも、すべてのセクションに必要な事項が記入され、適切な承認の署名がもれなく付されていなければなりません。記入もれのある推薦書および/または適切な承認の署名が付されていない推薦書は無効となります。
- ▶ 複合地区は、年に 1 つのライオンズクラブと 1 つのレオクラブを推薦できます。
- ▶ ライオンズクラブとレオクラブの推薦書は別々に提出する必要があります。
- ▶ 30 のアワードのうち、少なくとも 3 つがレオクラブに対して贈られます。

その他の情報

- ▶ 「思いやりは大切なこと」奉仕アワードのランディングページ
- ▶ 「思いやりは大切なこと」奉仕アワード・プログラムの概要



「思いやりは大切なこと」奉仕アワード 推薦用紙

推薦書は、10月31日までにEメール（serviceactivities@lionsclubs.org）で国際本部に提出してください。

セクションA：クラブ奉仕委員長 現在クラブに奉仕委員長が存在しない場合には、クラブ役員がクラブを推薦できます。その場合には、承認の署名の横にクラブでの役職名をご記入ください。

（この推薦を受けるクラブの種類をご指定ください） __ライオンズクラブ __レオクラブ
国

ライオンズクラブ/レオクラブ名

ライオンズクラブ/レオクラブ番号

奉仕事業名

この事業は MyLion®を通じて報告されています _はい _いいえ

MyLion®での報告日 _____

奉仕受益者数 _____

奉仕時間数 _____

ボランティアの人数 _____

どの分野の奉仕事業でしょうか。該当する分野すべてに✓を入れてください。

糖尿病 _

視力保護 _

食料支援 _

災害援助 _

環境保全 _

青少年支援 _

小児がん _

人道支援 _

奉仕事業の説明

本推薦用紙の最後にある「セクションA：奉仕事業の説明 補足文書」を参照してください。質問に答えることで、奉仕事業について説明する必要があります。

私は、ライオンズクラブ国際協会が本書に記載の情報と添付の写真をPR目的で使用することに同意します。 __はい __いいえ



クラブ奉仕委員長/レオクラブ会長氏名（活字体ローマ字）

クラブ奉仕委員長/レオクラブ会長会員番号

クラブ奉仕委員長/レオクラブ会長 E メールアドレス

クラブ奉仕委員長/レオクラブ会長（署名－手書きまたはタイプ）

日付

本推薦書の承認者：

ライオンズクラブ会長/レオクラブ顧問氏名（活字体ローマ字）

会員番号

ライオンズクラブ会長/レオクラブ顧問 E メールアドレス（活字体ローマ字）

ライオンズクラブ会長/レオクラブ顧問（署名－手書きまたはタイプ）

日付

セクション B：地区 GST コーディネーターの承認 現在クラブの所属地区に地区 GST コーディネーターが存在しない場合には、地区ガバナーがこの推薦を承認すべきです。その場合には、承認の署名の横にその旨ご記入ください。

現在地区未編成地域内にあるクラブについては、コーディネーター・ライオンの承認を受けて、推薦書を国際本部に提出してもらうことができます。その場合には、承認の署名の横にその旨ご記入ください。

私は、_____地区の_____ライオンズ/レオ（いずれかを○で囲む）クラブを「思いやりは大切なこと」奉仕アワードに推薦します。以下の署名を以て、上記クラブの推薦が地区キャビネットによって合意されたことを証明いたします。

地区 GST コーディネーター氏名（活字体ローマ字）



地区 GST コーディネーター会員番号

地区 GST コーディネーターE メールアドレス（活字体ローマ字）

地区 GST コーディネーター（署名－手書きまたはタイプ）

日付

セクション C：複合地区 GST コーディネーターによる承認 現在所属複合地区に複合地区 GST コーディネーターが存在しない場合には、協議会議長がこの推薦を承認すべきです。その場合には、承認の署名の横にその旨ご記入ください。

私は、_____ 複合地区の _____ ライオンズ/レオ（いずれかを○で囲む）クラブを「思いやりは大切なこと」奉仕アワードに推薦します。以下の署名を以て、上記クラブの推薦がガバナー協議会によって合意されたことを証明いたします。

複合地区 GST コーディネーター氏名（活字体ローマ字）

複合地区 GST コーディネーター会員番号

複合地区 GST コーディネーターE メールアドレス（活字体ローマ字）

複合地区 GST コーディネーター（署名－手書きまたはタイプ）

日付



セクション A：
奉仕事業の説明
補足文書

以下の質問に対する答えを、黒のインクを使ってタイプしてください。答えは質問につき 400 字を超えないものとします。

-奉仕事業について、可能な限り詳しく説明してください。

-この奉仕事業は、どのような点が独創的、特別、または革新的なのでしょうか？

-地域社会にとってこの奉仕事業が重要なのはなぜでしょうか？

-この事業の実現に役立った現地パートナーシップがあれば、ご記入ください。

-この奉仕事業は、どのようにライオンズのイメージアップにつながったのでしょうか？

-この奉仕事業の企画・遂行に使用したライオンズクラブ国際協会の奉仕リソース（アドボカシー・ツールキット、奉仕事業プランナー、プログラムのウェブページなど）がありますか？あれば説明してください。



2021～2022年度 336複合地区アラート委員会 [アラートチーム] 組織図

任期：2021年7月1日～2022年6月30日

(注)

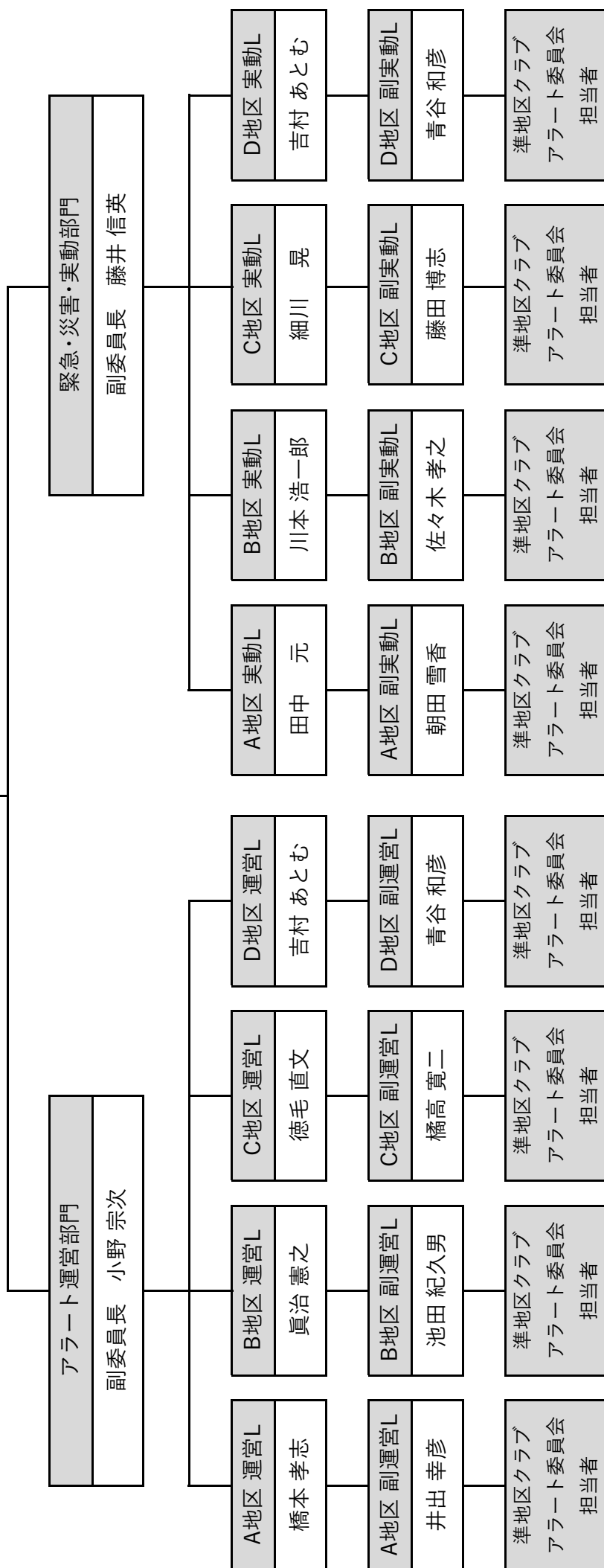
※任期については再任可能とする

※準地区副リーダーの任期は単年度とする
(キャビネットアラート委員長等)※準地区クラブアラート委員長は
クラブ会長に委ねる

※L＝リーダー

アラート委員会 顧問	
A	酒井 公一
B	金礪 毅
C	池原 堅
D	澤 辰水

複合地区アラート委員会	
委員長	高岡 英治





2021～2022年度 336複合地区IT・MC・ライオンズ情報委員会組織図

2021/6/8 現在

任期：2021年7月1日～2022年6月30日



(注)

- ※任期については再任可能とする
- ※準地区IT副担当の任期は単年度とする
(キャビネットIT・DX・MC・情報委員長等)
- ※準地区クラブIT・MC・情報委員会委員長は
クラブ会長に委ねる

複合地区 IT・MC・情報特別委員会	
D	委員長 大木 寿之
C	副委員長 濱本 義樹
B	委員 難波 進
A	委員 五味 俊一





2020～2021年度
一般社団法人日本ライオンズ アラート全体会議（第1回）
次 第

日時：2020年11月27日（火）14:00～17:00

会場：東天紅上野本店

司会：MD330アラート委員 L 阿久津 隆文

- | | | | |
|----|---------------------------------------|---------------------|-------------|
| 1 | 開 会 | アラート委員会アドバイザー | L 柿 原 勝 彦 |
| 2 | 国歌(君が代) 並びにライオンズヒム斉唱 | | |
| 3 | 出席者の紹介 | 西日本統括リーダー | L 坂 本 恵 一 |
| 4 | 理事長挨拶 | 一般社団法人日本ライオンズ理事長 | L 識 名 安 信 |
| 5 | 委員長挨拶 | アラート委員長 | L 森 川 明 治 郎 |
| 6 | 配布資料の確認 | MD330アラート委員 | L 阿久津 隆文 |
| 7 | 記録者指名 | MD330運営・プロトコール委員会委員 | L 海 野 剛 |
| | | MD330運営・プロトコール委員会委員 | L 浅 海 弘 和 |
| 8 | 審議及び報告 | 議長：アラート委員長 | L 森 川 明 治 郎 |
| | (a) 日本ライオンズアラート活動の現在までの取組について | | L 柿 原 勝 彦 |
| | (b) 社会福祉協議会との協定について | | L 柿 原 勝 彦 |
| | (c) 2020-2021年度全国アラートフォーラム開催について | | L 橋 本 修 一 |
| | (d) 第5会則地域204地区（グアム）コロナウイルス感染抑止支援事業報告 | | L 森 川 明 治 郎 |
| | (e) （一社）日本ライオンズ緊急アラート災害支援運営規則について | | L 森 川 明 治 郎 |
| | (f) （一社）日本ライオンズアラート委員会組織構成について | | L 森 川 明 治 郎 |
| | (g) その他 | | |
| | 《休 憩》 | | |
| 9 | ディスカッション | 議長：アラート委員長 | L 森 川 明 治 郎 |
| | i （一社）日本ライオンズ アラート災害支援体制の構築について | | |
| | (a. 課題・問題点の想起（優先順位） | | |
| | (b. 解決手段と新たな取り組み | | |
| | (c. その他 | | |
| 9 | 総 評 | 一般社団法人日本ライオンズ専務理事 | L 藤 川 清 幸 |
| 10 | 事務連絡 | | L 阿久津 隆文 |
| 11 | 閉 会 | 東日本統括リーダー | L 橋 本 修 一 |

2020-21
日本ライオンズ・アラート全体会議 出席者名簿

2020.11.25現在

◎日時： 2020年11月27日(金)14:00-17:00 (懇親会 17:15-19:00)

◎場所： 集合会場(上野・東天紅)及び リモート・アクセス(ZOOM)

一般社団法人日本ライオンズ(2019-20) 理事長	識 名 安 信	(337-D)	
アラート委員会委員長 (2020-21 MD330議長)	森 川 明 治 郎	(330-C)	
アドバイザー (MD335元議長)	柿 原 勝 彦	(335-B)	
MD330 アラート委員 (2020-21)	阿 久 津 隆 文	(330-A)	
MD331 アラート委員 (2020-21)	渡 辺 修	(331-A)	WEB
MD332 アラート委員 (2020-21)	久 保 田 善 九 郎	(332-D)	
MD333 アラート委員 (2020-21 MD333議長)	石 橋 貞	(333-B)	
MD334 アラート委員 (2020-21)	荒 尾 勝 彦	(334-D)	欠席
MD335 アラート委員(2020-21)	佐 々 木 健 太	(335-B)	
MD336 アラート委員(2020-21)	高 岡 英 治	(336-A)	
MD337 アラート委員(2020-21)	小 淵 孝	(337-C)	欠席
東日本統括リーダー(2020-21)	橋 本 修 一	(332-D)	
西日本統括リーダー(2020-21)	坂 本 恵 市	(335-B)	
MD330班長	野 村 起 成	(330-A)	
MD331班長	能 澤 正 明	(331-A)	WEB
MD332班長	山 下 里 美	(332-E)	WEB
MD333班長	大 高 宜 靖	(333-E)	WEB
MD334班長	西 村 和 之	(334-D)	
MD335班長	藤 之 原 美 津 子	(335-A)	
MD336班長	藤 井 信 英	(336-B)	WEB
MD337班長	青 木 和 彦	(337-D)	
一般社団法人日本ライオンズ 副理事長	伊 藤 明 彦	(332-E)	WEB
一般社団法人日本ライオンズ 副理事長	仁 科 良 三	(334-E)	WEB
一般社団法人日本ライオンズ 副理事長	石 原 英 司	(330-B)	
一般社団法人日本ライオンズ 専務理事	藤 川 清 幸	(333-D)	
日本ライオンズ事務総長 (MD330元議長)	菅 原 雅 雄	(330-A)	

日本ライオンズ・アラート委員会活動報告 (2019.7~2020.6)

一般社団法人日本ライオンズにおいて一昨年新設されたアラート委員会は昨年 10 月 18 日午後から日本ライオンズ事務所に於いて識名安信理事長、石原英司副理事長、藤川清幸専務理事、小林 聡アラート委員長、柿原勝彦アラート委員会アドバイザー並びに各地区から選出された 8 名のアラート委員と伊賀保夫、菅野文吉のオブザーバー、菅原雅雄事務総長らが参加して第 1 回アラート委員会が開催され冒頭、識名理事長から「私は沖縄・石垣島の出身なので小さい時から台風の時には外に出ないという事を皆が常日頃から心がけています」「昨今、我が国ではとんでもない風水害が多発していますが昨年立ち上げたアラート委員会がやっと本格的に起動する事に成りました。お互い英知を出し合いライオンズとして自然災害において意義ある支援活動が出来る事を願っています」との挨拶があり、各委員からは地域ごとの被災報告や災害支援の状況などが報告され、多発する自然災害に於いて我々ライオンズは「いざ・・・の時」に「何をするのか・・・」「何をすべきか・・・」などが協議され、我々ライオンズは自然災害発生時に於いては被災地で活動する災害支援ボランティアに対する後方支援として、行政・自衛隊・警察・消防・各自治体などでは手の届かない部分、カバーできない所を各地域の社会福祉協会と協定を結び情報を取り合い連携する事が災害支援活動の基本と考え、ライオンズクラブの「行動力・決断力・組織力」をもって被災地の一日も早い緊急支援と復興に寄与すべく、LCIF 災害援助金とは別に日本ライオンズ・アラート委員会としての口座を開設し各地からの支援金の流れを一本化し資金の透明性を図る。そして全国 35 準地区にアラート委員会を設置して貰う事など貴重な意見が提案され、その後台風 19 号の被災地支援に付いても協議を重ね今年 6 月頃まで Web 会議も含めて 9 回の会議をもってアラート委員会の一つ一つの取り組みが明らかになって今後の委員会活動の指針と方向性が明確に成って参りました。

【日本ライオンズ・アラート委員会の取り組み】に付いて

- ◆(一社)日本ライオンズ・アラート委員会は理事長, 副理事長, 専務理事, 事務総長, アラート委員長、アドバイザー、全国 8 複合地域から選出されたアラート委員、並びにアラートチーム (実働部隊) 東・西各統括リーダー、8 名のアラートチーム班長をもって構成する。
- ◆各準地区に於いて活動できるアラートチームを組織して頂き、地区ガバナーと地区アラート委員長が中心となって日本ライオンズ・アラート委員会とも連携を図り、有事の際には速やかに被災地への支援が出来る体制を備え適切な活動と指揮を執れる様に務めて貰う。
- ◆有事の際には被災地区との調整役となり、社会福祉協議会とも連絡を取り合いながら、状況によってはアラートチームメンバー (実働部隊) が被災地へ出向き、当該地区のガバナー及びアラート委員長と共に緊急支援計画を策定し敏速に初動の支援活動を実施する。また復興支援においては複合地区、各準地区、各クラブからの支援活動をサポートする事に努める。

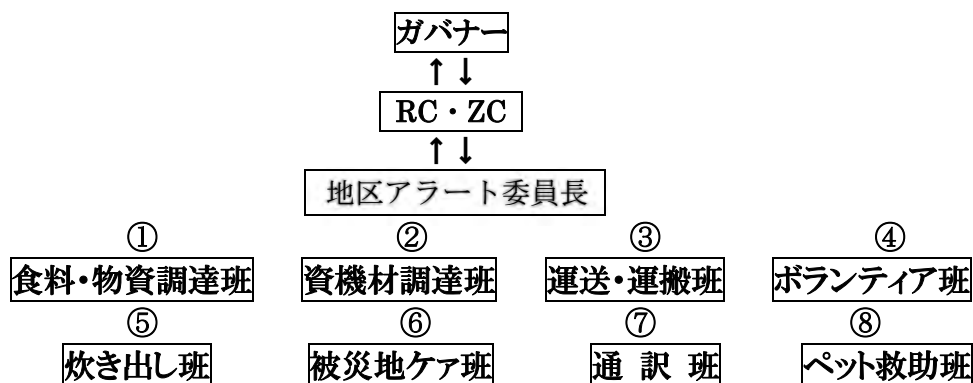
【準地区アラート委員会の取り組み】に付いて

- ◆全国の各準地区にアラート委員会を設置しアラートチーム（災害支援活動に於いて実働できる有志メンバー）への参加を募り名簿を作成し有事の時には支援力と受援力を高められる様に務めて貰う。
- ◆いつ、どこで何が起こるか分からない自然災害に備えて、複合レベル、準地区レベル、またクラブレベルで各地域の社会福祉協議会と災害支援協定を結び、有事における情報の共有と的確な初動活動が出来る体制を整えて貰う。

【日本ライオンズは全国社会福祉協議会と災害支援協定書を締結している。】

- ◆災害時に於いては、被災情報を集約して、災害ボランティアを受け入れる当該地域の社会福祉協議会とも連携を取り合い、災害支援ボランティアへの後方支援を担う事により被災地支援活動と復興に大きく貢献できる物として、ライオンズクラブの社会的認知度の向上に繋がる様に務めて貰う。
- ◆各クラブ、準地区、複合地区において緊急災害支援金(アラート準備金)を備蓄して置き有事の時にはそれぞれのクラブ会長、地区ガバナー、協議会議長などの権限で即時に拠出できる様に取り決めて置く。
- ◆全ての複合地域、準地区に於いては有事に備えて平時よりアラート、危機管理に関するセミナーや勉強会を広く市民も交えて積極的に開催して、アラート活動に付いての理解を深め、同時に災害支援や受援力と言った災害時における実践力を高める様に務めて貰う。
- ◆アラート活動への理解を深めるために、全てのメンバーを対象とした全日本アラートフォーラムを複合地区で主催する(8 複合地区輪番制)出来れば東西毎に・・。

【準地区に於いてのアラートチーム組織図の事例】



- ①食料・物資調達班（水・食品・衣服・日用品等の調達と配送等）
- ②資機材調達班（ブルーシート・軍手・スコップ・土嚢・熊手・発電機等）
- ③運送・運搬班（軽自動車・トラック・小型バス等の運搬等）
- ④ボランティア班（ボランティアの配置・被災地での実働部隊）
- ⑤炊き出し班（被災者・ボランティアへ現地での食事の手配等）
- ⑥被災地ケア班（心と体のケア・・・癒しのマッサージ等）
- ⑦通訳班（日本語が分からない外国人への対応等）
- ⑧ペット救助班（被災地に於いて放置されたペットの保護等）

日本ライオンズ・アラート委員会「緊急支援金」 運用に関するガイドライン

一般的基準

- ◆有事の際には当該被災地の地区ガバナー、社会福祉協議会からの的確な情報を基に速やかに日本ライオンズ理事長、アラート委員会によって「〇〇被災地緊急支援会議」を開催し、アラート委員長が議長を務める。
会議の都度、議事録を作成し日本ライオンズ理事会に報告する。

- ★緊急支援金運用に付いては「日本ライオンズ・アラート委員会」において協議・審議し支援の為の資金を運用出来る様に努める。
- ★資金管理責任者はアラート委員長が務める。
- ★緊急を要する場合はアラート委員長が理事長の承認を得て即座に実行する事が出来る。（理事会へは事後報告とする）
- ★緊急支援金に付いの審議には、その際の判断材料として受益者数、コミュニティにおけるニーズ、ライオンズクラブの知名度を高める効果、維持管理の予定、設置後ライオンズクラブとの活動とどう関与するか・・・？ 価格が適正か否か・・・？ などを申請の焦点とする。

【 緊急支援金の定義 】

全国各地で発生する災害に於いて、被災地の救済を目的とした緊急を要する支援活動を実施するための資金で有り、復興支援の為の資金とは一線を画するものとし「日本ライオンズ・アラート委員会」が管理、運用する。

「緊急支援金」の拠出要件

- ①拠出の対象としては被災者への直接支援、及び災害ボランティアへの後方支援に関わるものであることを原則とする。
- ②当支援金を拠出する期間の制限を日本ライオンズ・アラート委員会が判定した災害レベルに準じて以下の通り定める。
 - ★レベル 1：（ゾーン又はリジョンで対応） 発災後 3 ヶ月間
 - ★レベル 2：（準地区又は複合地区で対応） 発災後 6 ヶ月間
 - ★レベル 3：（東西各エリア又は全日本で対応） 発災後 1 年間
- ③緊急支援金の「指定」がある資金については、その全額を速やかに指定された地区、クラブ等に拠出する。
- ④「無指定」の資金については、拠出先の選定、及びその運用方法を日本ライオンズ・アラート委員会に委ねられたものとし、当委員会がこれを決定する。
- ⑤余剰資金については、将来の災害に備えるための「緊急支援準備金」として日本ライオンズ・アラート委員会が管理する。
- ⑥社会福祉協議会を除き、ライオンズクラブ以外のあらゆる組織・団体・法人等に対する拠出は認めない。

————「緊急支援金」の使途————

- ①災害発生時、情報収集及び被災地区や社会福祉協議会との調整などのために日本ライオンズ・アラート委員会が必要と認めた当委員会のメンバーによる先遣隊の派遣費用。
〈旅費交通費（レンタカー費、燃料費等含む）及び宿泊費を基本とし飲食費用は認めない物とする。〉
- ②日本ライオンズ・アラート委員会が計画し実行する緊急災害支援活動に必要な費用。
〈想定される災害に備え必要と思われる備蓄物資、または資機材の購入費用を含む〉
- ③日本ライオンズ・アラート委員会が認めた 複合地区・準地区・リジョン・ゾーン・クラブが実施する緊急災害支援活動に対す助成費用に付いては事前報告制とする。
- ④社会福祉協議会との災害協定の内容に基づく費用。

————「報告事項」————

- ◆支援事業が終了した際にはアラート委員長、アドバイザー、東・西各アラートチームリーダーと日本ライオンズより2名の監査人を交えて事業報告書と完全な会計報告書を責任持って作成し各自、署名捺印して報告する。
- ◆支援事業が終了した際には、日本ライオンズ理事会に事業報告と資金使用に関する会計報告をし総会に於いても同上の報告をする事とする。

災害時に備えての心得

- ◆家族の繋がりを確保しておく「171」伝言サービス等の知識を持って置く。
- ◆災害時に備えて、各地域に於いてコミュニティーの結束を強化して「地域に於いてのハザードマップ・防災計画を共有出来る様にして置く・・・。
- ◆個人・会社に於いても防災への強靱化を図る様に努める・・・。
- ◆災害時に備えて育児の食べ物を備蓄して置く（幼児、6歳以下の子供たちが常に食べているものを用意して置く）
- ◆阪神・淡路大震災では多くの人が「隣の人に助けられた」との声が多かった・・・。
- ◆常に万全の備えをして置き、有事の際は「助ける側に立つ」という心構えが必要。

南海トラフ地震・津波情報

- ◆日本全体で500兆円程の損害が出ると言われています。
- ◆今まで人類が経験したことのない事態に成るとも言われています。
- ◆日本列島の沿岸添いでは「ブラックアウト」に成り電気は勿論ライフラインが不能になる。
- ◆大阪、名古屋、東海、四国、九州では10m～40mの津波が発生すると言われています。

「アラート委員会の役割」

我々ライオンズは一人では出来ない事を「Weの力」をもって「世の為人の為」に尽くすというのが基本理念です。多発する自然災害やウイルスなどの緊急事態において「俺が・俺が・・」と言った「我情我欲の立ち振る舞いは 謹んで・・・」 私たちの行いが被災者の皆さんの心に響く、人間味あふれる支援活動をするのが我々の使命では無いかと思います・・・あくまでも「縁の下の行い」として・・・ 私たちはそんな緊急支援と復興復旧支援をライオンズの「Weの力」を持って行動し相互理解と友愛の精神の下、覚悟を持って取り組んで行きたいものです。ライオンズの誇りを持って・・・。

末筆に成りましたが昨年度日本ライオンズ・アラート委員会として取り組んできた「活動報告」「委員会の取り組み」「準地区での取り組み」「緊急支援金運用に関するガイドライン」等々資料としてまとめました。日本ライオンズ・アラート委員会は起動したばかりですが、昨年築き上げてきた数々の課題を糧にして今期、森川明次郎委員長の下、日本ライオンズ・アラート委員会として、その「行動力・決断力・組織力」をもって被災地の一日も早い緊急支援と復興に努める為に、お互い英知を出し合いライオンズとして自然災害においての意義ある支援活動が出来る事を願っておりますのでメンバー各位のより一層のご理解とご協力をお願い致します。

2020 年 11 月 27 日

(一社) 日本ライオンズ・アラート委員会

アドバイザー 柿原 勝彦

(2017～2018MD335PCC)

自然災害発生時における
災害ボランティアセンター支援に関する
協 定 書

2020 年 8 月 3 日

(甲) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(乙) ライオンズクラブ国際協会
一般社団法人 日本ライオンズ

自然災害発生時におけるボランティアセンター支援に関する

協 定 書

【目 的】

第1条 本協定は、社会福祉法人全国社会福祉協会(以下、「甲」という)とライオンズクラブ国際協会 一般社団法人日本ライオンズ(以下、「乙」という)は自然災害発生時に、被災地におけるそれぞれの組織を構成する団体の連携を促進し、被災者及び被災地(以下、「被災者等」という)の支援活動への貢献を推進することを目的とする。

【構成団体の災害時支援協定締結の推進】

第2条 甲及び乙は、自然災害発生時に、被災地において都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会(以下、「社会福祉協議会」という)が、被災者等を対象として支援活動を実施する災害ボランティアセンター(以下、「災害 VC」という)を設置・運営する際、乙の当該地区等の構成団体である各複合地区・準地区・クラブのライオンズクラブ(以下、「地区ライオンズクラブ」という)による迅速かつ効果的な支援が実施されるよう、平時にそれぞれの構成団体による「災害時支援協定等」(以下、「協定」という)の締結を推進することとする。

【社会福祉協議会と地区ライオンズクラブによる協定の内容】

第3条 第2条に定める社会福祉協議会とライオンズクラブ間で締結する協定においては、次の内容を条文等において定める事とする。

- (1) 社会福祉協議会から地区ライオンズクラブへの支援要請の方法
- (2) 地区ライオンズクラブから災害 VC および社会福祉協議会への支援の内容

〈協定により定める支援については、原則として次の事項とする〉

- ① 災害 VC を経由して活動する災害ボランティア等の移動や活動等に利用する車両(バス、軽トラック等)の提供
- ② 災害 VC および災害ボランティアの活動拠点(以下、「ボランティア支援拠点等」という)に必要な設備及び災害ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- ③ ボランティア支援拠点等で活動するボランティア等が利用できる駐車場等の提供
- ④ 地区ライオンズクラブ会員が有する専門性を生かした物的・人的支援の提供
- ⑤ ボランティア支援拠点等におけるボランティアを対象とした飲食物(炊き出しや飲料等)の提供
- ⑥ その他、社会福祉協議会および地区ライオンズクラブの両者が協議により災害 VC 及びボランティアの活動の推進に必要なとされた支援の提供

- (3) 乙及び地区ライオンズ等による支援による表示に関すること
乙及び地区のライオンズクラブが災害 VC および社会福祉協議会
に対して上記(2)の支援等を実施した場合に、その支援がライオン
ズクラブによるものであることの表示をすることの明記。
- (4) 経費の負担に関すること
乙又は地区ライオンズクラブが実施する支援に要する費用は、当
該支援を実施した乙又は地区ライオンズクラブが負担することの
明記
- (5) 損害の補償
協定に基づき実施した支援活動によって、乙および地区ライオン
ズクラブ並びに第三者に損害が生じたさせた場合、その損害の補
償は乙が負うものとすることの明記
- (6) その他
社会福祉協議会及び地区ライオンズクラブが合意した事項

【情報共有・情報提供】

- 第 4 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時より必要に応
じて情報共有をはかることとする。
- 2 災害発生時は、乙及び地区ライオンズクラブが災害 VC 及び社会福
祉協議会の支援を行うために必要とする災害 VC の開設状況、支援
活動の実施状況等の情報について甲に情報提供を求めることがで
きることとし、甲は乙の求めに応じて可能な範囲内で情報提供を行
うこととする。

【連絡担当者の設置】

- 第 5 条 甲と乙は、あらかじめ本協定に関する連絡担当者を定め、別紙によ
り毎年 7 月末日を目途に担当者の情報を取り交わすものとする。

【協定の期間】

- 第 6 条 この協定の期間は協定書締結日から令和 3 年 6 月末日とする。
尚、期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙のいずれかから協定の解除の申
し出がない場合は、翌年 6 月末日まで自動的に更新されるものとし、
以降同様の扱いとする。

【協議】

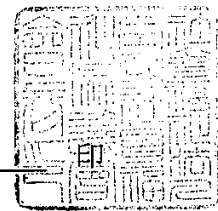
- 第 7 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の内容に関し虚偽が生じ
た場合は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙
両者署名押印の上、各1通ずつを保有するものとする。

令和2年8月3日

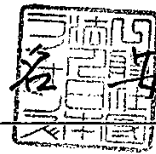
(甲) 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会 長 清 家 篤

清家篤



(乙) 東京都中央区八重洲2-6-15 JOTOビル9階
ライオンズクラブ国際協会
一般社団法人 日本ライオンズ
理事長 識 名 安 信

識



信



委員会報告書

No.1

委員会名	一般社団法人 日本ライオンズクラブ アラート全体会議（第1回）
開催日	2020年 11月 27日（火） 14:00 ～ 17:00
開催場所	東天紅上野本店
記録者	
出席者	別紙
次回委員会	日時： 年 月 日（ ） : ～ :
	場所：
〔確認事項を項目ごとに記載してください〕	
(a) 日本ライオンズアラート活動の現在までの取組について	
柿原アドバイザーから資料集P3～P7についてご報告がなされました。	
(b) 社会福祉協議会との協定について	
柿原アドバイザーから資料集P8～P12についてご報告がなされました。	
(c) 2020-2021年度全国アラートフォーラム開催について	
久保田MD332アラート委員より別添資料に基づきご説明がなされました。（開催日2021/2/13）	
登録料 3,000円、懇親会6,000円（料理を5,000円にして余った1,000円で当日の資料の印刷代）	
駅からの往復のバスの運行料に補填する）→入金先は332MD	
収容人数は400名	
(d) 第5会則地域204地区（グアム）コロナウイルス感染抑止支援事業報告	
森川委員長より資料集P13～P21についてご報告がなされました。	
原資は一般社団法人日本ライオンズの繰越金から拠出しています。	
グアムでの物品の検品は204地区のガバナーか地区のスタッフに行ってもらう予定です。	
（減免の関係で受入窓口が州政府になる可能性もあります）	
今後は、社員総会で上程し複合年次大会で決議をとる予定です。	
(e) （一社）日本ライオンズ緊急アラート災害支援運営規則について	
森川委員長より資料集P22～P26についてご報告がなされました。	
アラート委員会の口座から一般社団法人 日本ライオンズの口座に移行する（災害支援金）	
集まったお金の拠出方法を明確にする。	

委員会報告書

No.2

従来のガイドラインが付則として加わります。

MD337 青木班長

2 1 条 2 項の現場責任者は現地のガバナーですか。

現場責任者はその時の被害状況によって異なってきます。（現地クラブ会長、現地ガバナー）

2 8 条 3 項の支援受入準備の経費はどこからもらえますか。

社団から拠出します。

MD330 阿久津委員

9、1 4 条の班長、副班長の立ち位置を明確にして下さい。

班長とメンバーの分担が現状明確ではないと思います。（班長の権限がない）

現時点では班長は被災地に入って被災状況を委員会に報告するだけになっています。

MD332 西村班長

3 条 3 項の後方支援を抜いてください。また、義援金を支援金に変更してください。

1 9 条の全国アラートフォーラムですが 3 3 0～3 3 7 の前に西東交互にを追加してください。

2 1 条 1 項の直ちに被災地支援対策本部を設置するの直ちにを明確にして下さい。

具体的に 7 日以内を目標に訂正いたします。

第 9 条速やかな実行の前に情報収集など現地の社会福祉協議会とを追加してください

1 4 条の副班長は直ぐに動ける人を任命してください。また任命の方法も検討してください。

付則で対応します。

石永副班長

各準地区では日本アラート委員会の認識が弱くアラート委員会がどんな支援をしてくれるのかが被災地に伝わっていないので現地のアドバイスを大切にしています。また班長の持ち出しが多いので班長に出資金を出してください。

一部修正（付則にて対応）で全会一致にて可決承認

(f) (一社) 日本ライオンズアラート委員会組織構成について

森川委員長より資料集P27～P30についてご報告がなされました。

委員会報告書

No.3

デスカッション

MD333 大高班長

災害物資を持ってきた後から請求書が来るのを何とかして貰いたいです。

MD331 能澤班長

班長の立ち位置が明確でないのが問題だと思います。また、年1のセミナーの目的を明確にした方が良くと思います。また、社会福祉協議会との協定書を活かしてください。

MD332 山下班長

班長の立ち位置が重要だと思います。

MD、準地区に日本ライオンズアラートの表記を一切ありません。

各クラブからアラート委員が選出されていますので日本ライオンズアラート委員会で決まった事を上手く準地区に落として立ち位置を明確にして下さい。

MD336 藤井班長

アラート委員会の資料は全てガバナーに送っています。また複合でアラートチームが立ち上がりしました。

石永副班長

立ち位置が一番問題だと思います。MDの委員ですがCABに認識がありません。

MD331 渡辺委員

MD331は複合の委員長、副委員長という立ち位置です。

情報はガバナーに流れています。

337-E 伊藤議長

アラートに関して知識不足を認識しました。また、災害に強い地域なのでアラートに対しての認識が弱いそして、見える化が進んでない様に感じました。

MD333 大高班長

縦と横の繋がりを明確にしていけないので班長の立ち位置が無いのかなと感じました。

今後プロトコール明確にするのが日本ライオンズアラート委員会の使命だと思います。

識名理事長

プロトコールに関しては各MDと相談しながら明確にしていこうと思います。

坂本西日本総括リーダー

プロトコールと委嘱状をきっちりした形でだす事を8複合の議長会で全国共通で決めて頂き被災地でも認識してもらう。

335-Bでは第1第2ガバナーの勉強会にアラートを入れているので是非全国でもやって頂きたい

一般社団法人日本ライオンズ・アラート委員会

緊急アラート災害支援運営規則

2020-2021Ver.1.1

【第 1 章】

i 総 則

第 1 条 【モットー】

We Serve~我々は奉仕する ~できない理由は語らない~

第 2 条 【目 的】

- (1) 災害発生時に迅速な被災者支援を効率的かつ組織的に行う。
- (2) 災害に備え研修プログラムを考案・実践することにより、緊急時に迅速かつ的確な支援を実践できるようにする。

第 3 条 【用語の定義】

この規程において用いる用語の定義を次のように定める。

- (1) 災害とは、その要因(素因や原因など)が自然的なものであれ人為的なものであれ、人間および地域社会に於いて、なんらかの破壊力が加わって人命が失われたり、社会的財産等が失われることによって、それまでに構築されてきた社会的均衡が崩れることをいう。
- (2) 被災者とは、災害の被害を被った者をいう。
- (3) 支援金と義援金の違いに付いて、まず支援金は災害発生時に後方支援も含む初動活動に於いて、必要になるお金を緊急に支援する資金で、被災者にとっては誠にありがたい、とても助かります。「お金がないから、十分な量の物資を購入できない」といった事態を防ぐことができます。迅速に支援するため「支援金」を集う方法が望ましい。それに引き換え義援金は、特定の地域や人たちにではなく、被災者に平等に行き渡ることが求められます。それゆえ被災者に配分されるまでには、しばらく時間がかかります。義援金は復旧・復興支援・お見舞い金といった位置づけに成ります。
- (4) 災害支援物資とは、明らかに被災地域で必要とされるすべての物品(嗜好品は除く)

ii 組 織

第 4 条 【組 織】

別表1. 組織表を参照

iii 役 員 及 び 職 責

第5条【アラート委員長】

第1条の目的を推進するため、被災者支援全般を統括するとともに、パートナー組織などとも連携し常に災害に備える活動も統括する。

第6条【アラート委員】

アラート委員長と密に連絡をとり、複合地区内の被災者支援事業全般を統括するとともに、地域パートナー組織などと連携し、常に災害に備える活動を複合地区内において統括する。

第7条【アドバイザー】

迅速かつ適正な支援が実行されるよう広い視野からアラート委員会に助言する。

第8条【エリア統括リーダー】

東及び西日本の各地域の班長及び副班長を統括するとともに、時に連携して支援の調査・実行・報告・情報共有を実践して迅速かつ適正な支援を管理・調整する。

第9条【班長・副班長】

各複合地区内において、アラート委員会の構築した枠組みのもとで、迅速に被災地域現地視察を行い、情報の収集および共有に努める。また災害支援の速やかな実行と物資受入れなどの各種調整を行う。

2. 日頃より災害に備える準備や所属地区等においてアラート関連の啓蒙活動を行う。

iii 選 任 及 び 任 期

第10条【アラート委員長】

一般社団法人 日本ライオンズ(以下社団という)理事長の任命により理事の中から選任する。任期は原則7月1日に始まり6月30日に終わる1年任期とする。

第11条【アラート委員】

原則として330～337各複合地区ガバナー協議会議長が、複合地区のアラート委員長を指名推薦し、社団の理事長が任命する。任期は原則7月1日に始まり6月30日に終わる1年任期とする。ただし3期を上限とし再任は妨げない。

第12条【アドバイザー】

原則として、任意の役職として社団の理事経験者より社団の理事長が任命する。任期は原則7月1日に始まり6月30日に終わる1年任期とする。
ただし3期を上限とし再任は妨げない。

第13条【エリア統括リーダー】

原則として、東及び西の各エリアより1名を社団の理事長が任命する。

任期は原則 7 月 1 日に始まり 6 月 30 日に終わる 1 年任期とする。
ただし3期を上限とし再任は妨げない。

第 14 条【班長・副班長】

(班 長) 原則として 330～337 各複合地区ガバナー協議会議長が担当統括リーダーと相談して指名推薦し、社団の理事長が任命する。任期は原則 7 月 1 日に始まり 6 月 30 日に終わる 1 年任期とする。ただし3期を上限とし再任は妨げない。

2. (副班長) 原則として 330～337 各複合地区ガバナー協議会議長が複合地区内各準地区ガバナーと協議の上、各準地区より 1 名(班長選出の準地区は除く)を、担当エリア統括リーダーと相談して指名推薦し、社団の理事長が任命する。任期は原則 7 月 1 日に始まり 6 月 30 日に終わる 1 年任期とする。ただし3期を上限とし再任は妨げない。

iii 会 議 等

第 15 条【アラート全体会議】

構成員は次の通りとする。理事長、副理事長、専務理事、事務総長、委員長、委員、アドバイザー、エリア統括リーダー、班長、副班長及び委員長が認めるもの。

(委員長の要請によりにより招集される。)

第 16 条【アラート委員会】

構成員は次の通りとする。委員長、委員、アドバイザー、エリア統括リーダー及び委員長が認めるもの。

(委員長の要請によりにより招集される。)

第 17 条【アラート班長会議】

委員長、委員、アドバイザー、エリア統括リーダー、班長、副班長及び委員長が認めるもの。

(委員長の要請によりにより招集される。)

第 18 条【アラート運営会議】

構成員は次の通りとする。委員長、アドバイザー、エリア統括リーダー及び委員長が認めるもの。

(委員長の要請によりにより招集される。)

第 19 条【全国アラートフォーラム】

アラート活動への理解を深め、迅速かつ的確な被災地支援体制を構築するため、すべてのライオンズ会員とアラート関係者などを対象に 330～337 各複合地区輪番で東エリアと西エリア交互に年1回、2月ごろを目途に開催する。

第 20 条【被災地支援対策本部会議】

被災地支援対策本部と被災現地関係者で構成される。
(被災者支援対策本部が被災地ガバナー、委員長と相談して招集する。)

【 第 2 章 】

i 災 害 支 援

第 21 条【被災地支援本部】

委員長は災害発生時あらゆる手段を講じて被災状況をいち早く掌握し、必要と認めた場合は、理事長と相談して、災害発生後7日を目途に、被災地支援対策本部を設置する。

2.委員長は被災地支援対策本部長(以下本部長という)を現地責任者として任命する。

3.同時に被災現地の複合地区及び準地区及びクラブなどと相談して部会員を任命する。

第 22 条【初 動 対 応】

被災地支援に係るすべてのアラート関係者は、委員長又は被災地支援本部との協議を経て被災地支援及び支援の枠組みを構築する。特に被災地域及び隣接地域のクラブや地区並びに複合地区との連携には十分な配慮をすること。

第 23 条【支 援】

被災地への支援はすべて現地の要請を優先するとともに、必要な時に必要な支援を実現する。

2. 支援要請はすべて被災地支援本部で精査し、被災地域及び隣接地域のクラブや地区並びに複合地区などと連携して支援を行う。

ii 支 援 金 及 び 物 資

第 24 条【支援金口座】

社団の理事長は、社団名義の災害被災者等支援金専用口座を開設する。

2. 被災地支援本部長は被災現地ガバナー又はクラブ会長と連携して被災地支援金受入口座を即座に開設する。

第 25 条【口座管理】

災害被災者支援金等口座の管理は社団の理事長及びアラート委員長が行い、監査は社団の監事が決算時に行う。

2. 被災地支援金受入口座の管理は被災地支援本部長及び被災現地ガバナー又はクラブ会長が行い、口座管理者は災害収束時に報告書を作成して社団の理事会へ報告する。

第 26 条【支援金の原資】

災害被災者等支援金口座の原資は、現在社団の管理するアラート支援金

(2019－2020 年度台風 15 号・19 号被害及び 2020－2021 年度九州豪雨被害の支援金)口座の余剰残金(※社団理事会及び拠出した複合地区並びに準地区の承諾を要する)及び災害発生時に複合地区及び準地区を通じてクラブへの被災者等支援金要請して得た支援金とする。

第 27 条【支援金要請】

災害等発生時の支援金の要請は、いかなる場合もアラート委員長が理事長の承認後に、8複合地区ガバナー協議会議長を通じて各準地区よりクラブへ任意である旨を明記し書面をもって要請する。

2. 要請に際しては、災害の概要及び支援の予定規模並びに現地よりの支援要請について明記した支援計画概要書面を添付する。

第 28 条【支援金の使途】

災害被災地域の要請に応じた支援金及び物資の購入資金

2. 物資の輸送に係る費用及び振込手数料等の雑費
3. 被災状況調査及び支援受入準備のための経費
4. 災害ボランティアを助成する物資及び車両などのリース費用等の資金
5. その他被災地支援本部が認める経費

第 29 条【被災者等見舞金等】

被災者等見舞金については義援金に該当するため、支援金を要請する際に義援金として一定の割合を明記した場合に限り、その割合相当額を見舞金等として拠出できる。

【 第 3 章 】

i そ の 他

第 30 条【改正及び廃止】

本規則の改正及び廃止は社団の社員総会の承認を要する。

第 31 条【発 効】

本規則の発効は社団の社員総会での承認をもって即時発効する。

2020 年 11 月 27 日

一般社団法人日本ライオンズ・アラート委員会
委員長 森川明治郎



トップテン・ユースキャンプ及び交換委員長賞 推薦用書式

優れた働きをしたユースキャンプ及び交換（YCE）委員長がトップテン・ユースキャンプ及び交換委員長賞受賞者として推薦を受ける対象となります。受賞対象として優先されるのは、そのプログラムに奉仕や青少年のリーダーシップを盛り込んだり、国際協会の他の青少年関連プログラムや国際協会のグローバル重点分野を統合させる斬新な方法を見いだした YCE 委員長です。

推薦期限は 8 月 15 日です。2021～2022 年度の推薦は、過去のどの年度の YCE 委員長でも構いません。ただし、過去に本賞を受賞したことのある方は対象となりません。本賞受賞者の選定は 10 月/11 月の国際理事会会議で行われます。

前協議会議長は、複合地区内から受賞候補者を 1 人推薦することができます。この候補者は、複合地区 YCE 委員長、あるいは複合地区内の準地区の地区 YCE 委員長から選ぶことができますが、複合地区からの受賞候補者として一人のみ推薦することができます。準地区が 15 以上ある複合地区には、年間 2 人を推薦することが認められます。候補者が選定の対象となるためには、地区または複合地区の YCE 委員長として MyLCI を通じて正式に報告されている必要があります。

候補者（ローマ字）	HIROMI YAMATO	会員番号	2414702
次のユースキャンプ及び交換委員長を務めました。	☐ 単一地区	☒ 複合地区	336
ライオンズクラブ名（ローマ字）	YASUGI TOKAMI	クラブ番号	32258
E メール	tokami-lc@celery.ocn.ne.jp		
監督したキャンプ名	Web Exchange by HagiLC , NagatoLC , AkiyoshiLC		

A. ユースキャンプ及び交換参加者（受け入れ）

1. 地区/複合地区ユースキャンプ及び交換でホストした青少年は合計何人でしたか？ 9
2. 青少年の出身国は何カ国でしたか？ 1 (Italy)
3. 企画やホストに参加したライオンズクラブはいくつでしたか？ 3

B. ユースキャンプ及び交換参加者（派遣）

1. 外国のユースキャンプ及び交換に参加するため、地区/複合地区でスポンサーした青少年は合計何人でしたか？
2. 青少年を派遣した国の数は何カ国でしたか？
3. 青少年をスポンサーしたライオンズクラブはいくつでしたか？

C. 地区／複合地区 YCE プログラムに盛り込んだ要素すべてに印をつけてください。

- ☐ 地元文化ツアー、文化見学、または観光活動
- ☐ リーダーシップ・レッスン
- ☐ チームづくり活動
- ☐ 自己啓発スピーカー
- ☒ 実地参加型の奉仕事業
- ☐ レオの参加
- ☐ その他の活動（詳細記入）



報告 活字体でご記入ください。必要に応じて別紙を添付してください。

候補者である YCE 委員長が、YCE プログラム目標を達成するために行った、ユニークな、または際立った、あるいは画期的な活動は何でしたか？

全世界でのコロナパンデミックによって、全てのYCEプログラム休止が余儀なくされる中、336-D地区の複数クラブ合同アクティビティとしてYCE派遣及び受入予定学生対象に行った、「オンライン国際交流事業」。学生相互の居住地域及び学生達自身の紹介や、自国料理を相互に指導しながら調理実食することにより、有意義な触れ合いの機会を与え、習慣・文化の共有を促す事が出来たと思料する。

ライオン誌ウェブマガジン7月号を参照

貴地区／複合地区で YCE プログラムが重要な理由は何ですか？

YCEプログラムによる安心安全で費用負担の少ない他国訪問の機会を与えることにより、都市圏でない当336-D地区に在住する学生達にも、プログラムの目的を体感させ世界に視野を広げる機会を与え、YCEの目的を理解させることができる為。

複合地区記入欄

ライオン HIROMI YAMATO (336 複合地区所属) をトップテン・ユースキャンプ及び交換委員長賞受賞者として推薦いたします。以下の署名を以て、上記候補者の推薦が本複合地区のガバナー協議会によって合意されたことを証明いたします。

前協議会議長 SEIJI OKAMURA 会員番号: 698317

氏名 (活字体のローマ字で記入してください)

岡村聖嗣

2021.8.8

署名

日付

単一地区記入欄

ライオン _____ (_____ 単一地区所属) をトップテン・ユースキャンプ及び交換委員長賞受賞者として推薦いたします。

前地区ガバナー _____ 会員番号: _____

氏名 (活字体のローマ字で記入してください)

署名

日付

受賞候補者推薦状は 8 月 15 日までに下記の宛先にお送りください。

youthexchange@lionsclubs.org



LION
ライオン誌日本語マガジン

奉仕活動

日本とイタリアの生徒が オンラインで料理交流

山口県・萩、秋芳ライオンズクラブ
#青少年 #国際



ライオンズクラブは国際プログラムとして「ユースキャンピング及び交換（YCE）プログラム」を実施している。これは1961年に日本とアメリカのライオンズの間で行われた日米学生交換計画が元となったもの。国を越えて青少年を派遣し、違う文化に触れて国際的な相互理解を深めることで世界平和を主導していきたいというライオンズクラブの思いが込められている。日本の各地区とクラブはYCEプログラムに積極的に参加。毎年多くの青少年を海外へ派遣し、また海外から日本を訪れる青少年を受け入れている。彼らはこの経験を通じて多くを学び、大きく成長していく。

しかし2020年3月末、20年度の日本が関わるYCEプログラムの中止が決定された。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴ってのことである。11月には21年度の中止も決まった。2年続けての中止。海外はコロナ禍以前と比べ、とてつもなく遠い場所となった。

そんな中、国際交流の機会を途切れさせずにはいけないう行動を起こしたクラブがある。それが336-D地区（島根県・山口県/2020-21年度 澤辰水地区ガバナー）6リジョン3ゾーンに所属する萩ライオンズクラブ（川原謙一郎会長/63人）、長門ライオンズクラブ（白石裕介会長/46人）、秋芳（しゅうほう）ライオンズクラブ（椎木誠二会長/13人）だ。3クラブは検討を重ね、3月8日にオンラインで国際交流事業を実施することにした。



計画から実現までオンラインで何度も会議や打ち合わせを重ねた

澤地区ガバナーは方針として青少年の健全育成、YCE活動の推進、地区内クラブの同事業の実施などを打ち出した。3クラブによる国際交流事業はまさにこの方針に沿ったものだ。事業計画がスタートしたのは20年8月。これは、8月4日に長門ライオンズクラブが単独でオンライン国際交流事業を実施したことに端を発する。

長門ライオンズクラブは20年夏に2人の高校生をYCEプログラムでマレーシアに派遣する予定だった。派遣中止が決まったものの、何か代替事業が出来ないかと久永博司YCE委員長を中心に委員会検討。パリにいる知人に頼み、YCEで派遣する予定だった生徒を含む5人の高校生とのオンライン交流事業をすることになった。フランス料理の調理法を英語で教えてもらいながら、それを実際に作ってみようという試みだ。Zoomを使ってお互いの映像も映す。飲食業を営み、農業高校などの料理体験で指導経験がある白石会長を中心にメンバーもサポートに入るが、コミュニケーションは高校生の主体性に任せた。この試みが大成。フランス側とのコミュニケーションでは日本語を禁止したことも生徒たちには良い刺激となったように、「貴重な体験が出来た」という感想が相次いだ。



合同事業は長門ライオンズクラブの事業を下敷きにして進められた。対象としたのはYCE事業で本年度受け入れ予定だったイタリアの生徒と、派遣予定だった日本の生徒を含む高校生。まずは岡田和好2017年度地区YCE委員長と、長門ライオンズクラブの3役及びYCE委員会が素案を作り、10月に第1回3クラブ合同会議を開催。並行してイタリアと日本の生徒及び保護者へ、実施目的、事業内容、十分な感染症対策の下に開催する旨を説明し、参加承諾を得た。また、活動地域に高校がない秋芳ライオンズクラブは教育委員会を通じて意欲のある中学生に参加してもらった。こうして決まった参加生徒たちも交えて準備を進めていった。

長門ライオンズクラブの事業ではフランス料理を教えてもらうだけだったが、合同事業では更に一歩踏み込んだ交流が出来ないかと考え、双方が料理を教え合う形にした。また、生徒たちには自己紹介と自分の住んでいる地域についてのプレゼンテーション映像を作成してもらい、事前にそれを発表して互いの理解を深める日を設けた。



調理メニューは日本の巻き寿司と、トマトをベースにしたイタリアのパスタ料理、アマトリチャーナに決定。イタリアで巻き寿司の調理器具を手に入れるのは難しいので、日本から送ることにした。食材はイタリアの日本食販売サイトへ日本から発注。イタリア在住の長門ライオンズクラブ・メンバーの知人へ送付し、参加者本人へ届けてもらう手はずを整えた。

並行して、Wi-Fi環境があり調理や食事が出来る会場の手配、オンラインで各会場をスムーズに結ぶための機材の準備、通訳への準備段階からの参加要請、会場内の感染対策、関係各所への協力要請等々を進めていった。参考に出来るのは長門ライオンズクラブの事業のみ。今までに経験したことのない課題の連続だったが、3クラブで力を合わせて一つひとつクリアしていった。

そして迎えた当日。萩、長門の高校生はルネッサなどがとにある「リストランデ・アンジェラ」に、秋芳の中学生は赤郷公民館にそれぞれ集合した。16時30分から設営を開始。17時からは両会場をオンライン接続し、調整や確認をして18時の開会を迎えた。しかし、いきなり接続のトラブルが発生。急きょメンバーのスマートフォンでZoomに接続することになった。それでも両国の生徒たちは複数回の打ち合わせで既に顔なじみになっていたこともあり、そんなトラブルをものともせず、打ち解けた様子で会話を交わす。オンラインゆえの多少のタイムラグや中断を苦にせず、活発に発言し、率直に意見を交換。調理や味付けには慣れていたようにだったが、互いに身ぶり手ぶりを交えて悪戦苦闘しながら説明していた。約2時間という短い時間だったが、参加した生徒たちは非常に濃密な時間を過ごしたようだった。



65 協議事項

日本の生徒が箸の使い方方を教える一幕も参加した生徒たちの感想を一部紹介する。「実際に相手と英語でしゃべるのはとても難しいと実感しました。事業の運営や事前会議など英会話以外に学ぶところもあり、良い経験が出来ました」「料理はとておいしく出来たので、家でも作ってみたいと思いました。Zoomを使って交流するのは初めてだったので貴重かつ、とても良い経験でした」「私は今回の事業を通じて、前よりも少し英語が得意になったと思います。お互い料理を教え合って作っていくうちに知っている単語を見付けたり、友達に聞いたりして、少しは会話が聞き取れるようになりました」

Zoomのようなオンラインツールを利用すれば、コロナ禍で海外渡航が困難になってしまった現在のような状況下においても、さまざまな工夫をもって生徒たちの国際交流への情熱に応えることが出来ること分かった。一方で接続トラブルなど技術的な問題が発生した部分もある。参加した3クラブはライオンズの奉仕を途切れさせてはならないという思いを新たに、今回の反省を踏まえて2回目の実施も検討している。

2021.07更新 (取材／井原一樹 写真提供／336-D地区6リジョン3ゾーン)

山口県・萩、長門、秋芳し...



シェア 20

ツイート

LINEで送る

Next



環境整備活動から転じたふれあいアジアサイ祭り

Previous



“愛”にあふれる町に新たな校の名所を

個人情報保護方針 | 特定商取引に基づく表記

Copyright © LION Magazine in Japan

複合地区大会費繰越金

	決算金額	前年度差額
2017-2018年度	6,793,900	
2018-2019年度	5,728,333	-1,065,567
2019-2020年度	9,981,683	4,253,350
2020-2021年度	14,977,511	4,995,828

2021/6/30現在